

第Ⅴ章

三鷹市の財政状況

～普通会計による分析～

平成 23 年度

- 1 決算額の推移と平成 23 年度決算
の特徴点
- 2 財政指標の目標達成状況
- 3 財政比較分析表
- 4 経常経費分析表
- 5 財政状況等一覧表
- 6 「地方公共団体財政健全化法」に
よる健全化判断比率
- 7 決算カードによる財政状況検証
- 8 財務諸表

第Ⅴ章 三鷹市の財政状況

本章では、三鷹市の普通会計決算¹の数値に基づき、過去10年間の経年変化や平成23年度決算の特徴点をみるとともに、「第4次三鷹市基本計画」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

1 決算額の推移と平成23年度決算の特徴点

(1) 決算規模

【図Ⅴ-1】は、平成14年度から平成23年度までの決算額を年度別に比較したものです。

三鷹市では、平成20年度までは歳入歳出とも500億円台の決算額でしたが、平成21年度に、定額給付金支給事業費の影響などで600億円を超える規模となりました。また、平成22・23年度も、子ども手当支給事業費の影響や、社会保障関連経費が増加傾向にあることなどから、600億円台の決算規模となっています。

(2) 市税 ～三鷹市の歳入の根幹～

市税は、三鷹市の歳入の5割以上を占めており、市の財政運営における重要な財源となっています（【図Ⅴ-2】参照）。また、市税収入のうちの4割～5割が個人市民税、3割～4割が固定資産税（都市計画税を含む）であり、こうした安定的な財源が、市政運営の根幹を支えています。

市税収入のこの10年間の推移を見ると、平成20年度まではほぼ一貫して増加傾向にありました。特に、平成18年度以降は、個人市民税における定率減税の廃止や所得割税率のフラット化が行われるとともに、納税義務者が増加してきたことなどから、個人市民税の伸びがみられました。

しかし、平成22年度に、リーマンショックの影響によって、個人市民税が前年度比で10億円を超える大幅な減収となり、平成23年度においても、顕著な回復の兆しは現われていません。また、歳入全体に占める市税収入の割合も、平成20年度までは約6割であったものが、平成22年度以降は約5割に落ち込んでいます。

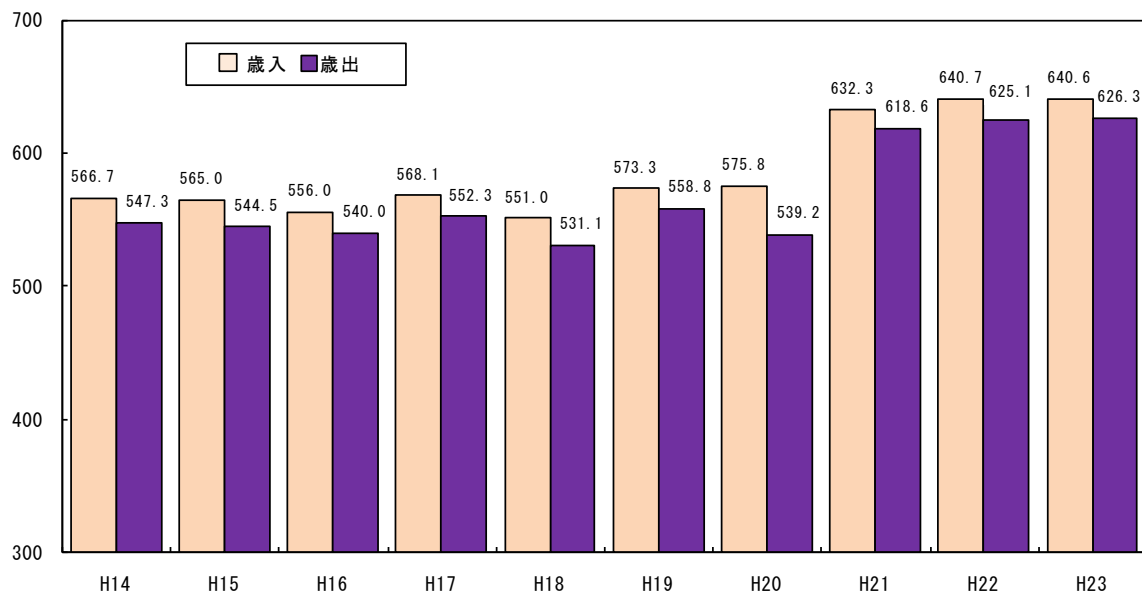
このように市税収入が伸び悩む一方で、社会保障関連経費が増加傾向を続けていることから、財政の健全性を維持しながら安定したサービスの提供を維持していくため、適正な受益者負担などによる歳入の確保が行財政改革の重要な課題となっています。

¹ 地方自治体の会計には、一般会計と特別会計があります。このうち、特別会計の設置は、法律で義務づけられているものを除き、それぞれの自治体の自主性に委ねられています。そのため、一般会計・特別会計の範囲が自治体によって異なるという状況が生じ、そのままでは自治体間の財政比較や統一的な把握ができません。そこで、財政統計上、共通の会計区分として「普通会計」という概念が用いられています。

普通会計は、おおむね、一般会計に、公営事業会計以外の特別会計を加えたものであり、平成18年度までの三鷹市の普通会計は、一般会計（介護サービス事業に係る経費を除く）と再開発事業特別会計を対象としていました。しかし、平成19年度から、再開発事業特別会計を廃止するとともに介護サービス事業に係る経費を特別会計に計上したことから、原則として一般会計の額が普通会計の額となっています（ただし、障がい者福祉センターの運営に関する経費を控除）。

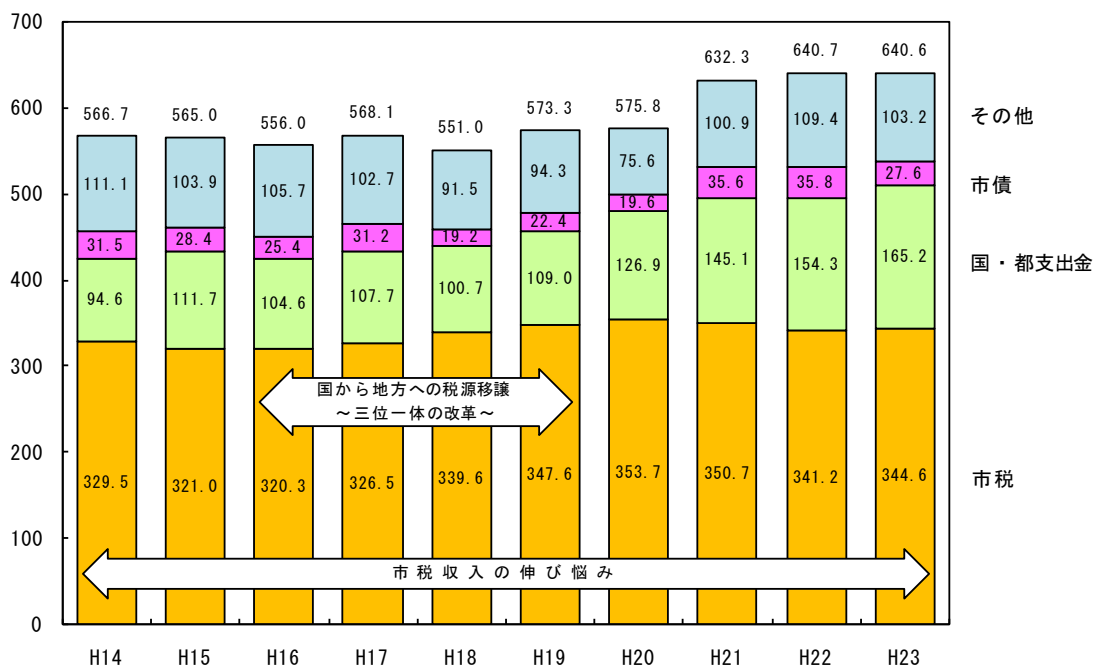
【図 V - 1】歳入歳出決算額の推移

決算額（億円）



【図 V - 2】歳入決算額の推移

決算額（億円）



(3) 普通建設事業費 ～「都市再生」の取り組み～

普通建設事業費は、公共施設の新増設や大規模改修などの建設事業に要する経費のことです（【図Ⅴ－４】参照）。

三鷹市では現在、市制施行直後から整備を進めてきた公共施設は、老朽化が進み、大規模改修や建替えなどの時期を迎えています。また、東日本大震災の経験を踏まえた都市防災機能の強化も求められているところです。そのため、「第４次三鷹市基本計画」では、「都市再生プロジェクト」を最重点プロジェクトに位置づけ、既存の社会資本を有効に活用し、環境との調和を図りながら、「都市の質的向上」に向けた取り組みを推進するとともに、「三鷹市公共施設維持・保全計画 2022」を策定し、公共施設の「予防的な保全」を着実に進めています。

平成 23 年度は、こうした取り組みの一環として、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に向けた実施設計に着手しました。また、公会堂のリニューアル及び公会堂別館の建替工事に着手したほか、調布市と共同でふじみ衛生組合の新ごみ処理施設の整備を進めました。

(4) 扶助費 ～続く増加傾向～

社会保障制度の一環として、生活困窮者や障がい者等の生活を維持するために支出する扶助費は、この 10 年間で約 2 倍に増えています（【図Ⅴ－４】参照）。

これは、昨今の社会・経済状況を反映した生活保護費の増や、障がい者自立支援給付費の増、さらには、待機児童の解消として積極的に進めている保育定数の拡充が大きく影響しています。特に平成 23 年度は、前年度から実施された子ども手当の支給が通年化したことなどもあり、前年度比で約 8 億円の増となっています。

なお、扶助費の増に連動し、目的別経費における民生費も同様に増加傾向を示しており、歳出総額の 47.9%を占めるに至っています（【図Ⅴ－３】参照）。

(5) 市債・公債費 ～発行額の抑制と後年度負担の軽減～

歳入の市債は、市の借入金のことで、普通建設事業費などの財源としています。平成 23 年度は、平成 22 年度に引き続き「都市の更新・再生」に向けて積極的な活用を図りました。一方、地方交付税の不交付団体における臨時財政対策債²の発行可能額が、段階的に縮減されることとなったため、市債総額では前年度比約 8 億円の減となっています（【図Ⅴ－２】参照）。

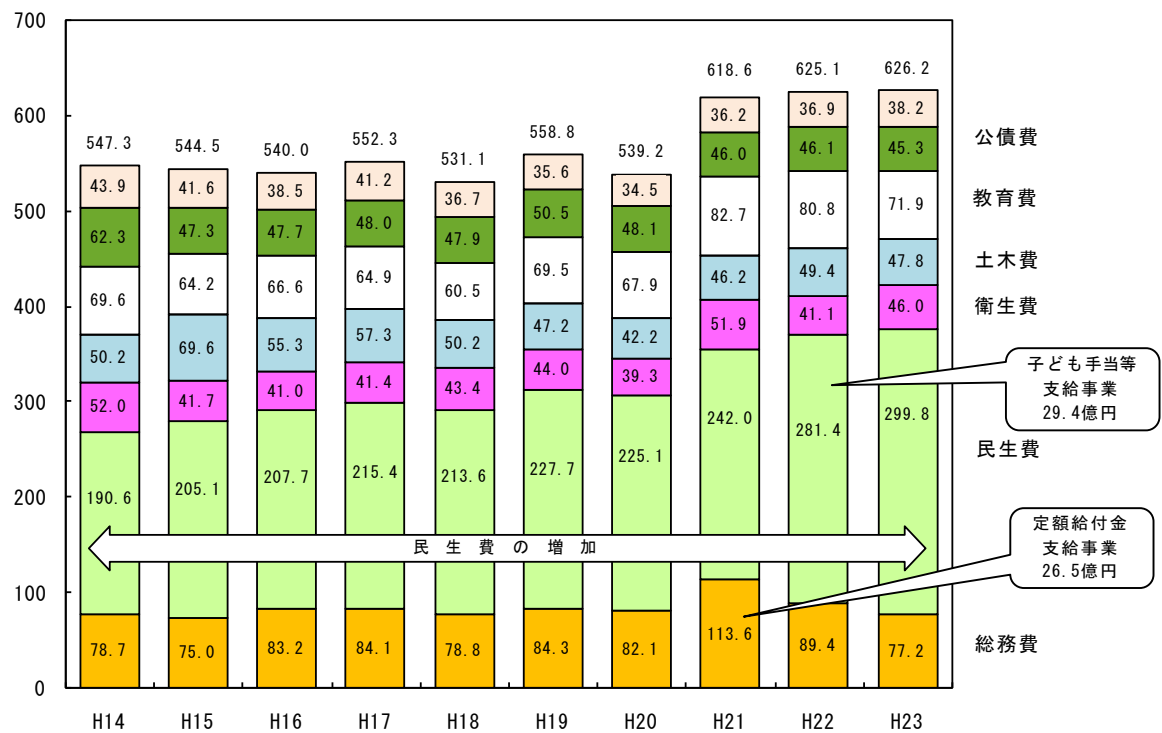
歳出の公債費は、市債の償還金のことで、平成 18 年度にピークを迎えましたが（繰上償還を除く通常分）、以後は減少傾向にあります。

今後、「都市再生」の取り組みを進めるにあたり、一定額の市債の借入が必要となりますが、計画的かつ適正な活用を図ることで、長期的には公債費は減少していくものと見込んでいます。

² 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、各地方公共団体が発行する地方財政法第 5 条の特例となる地方債のことで、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととされています。

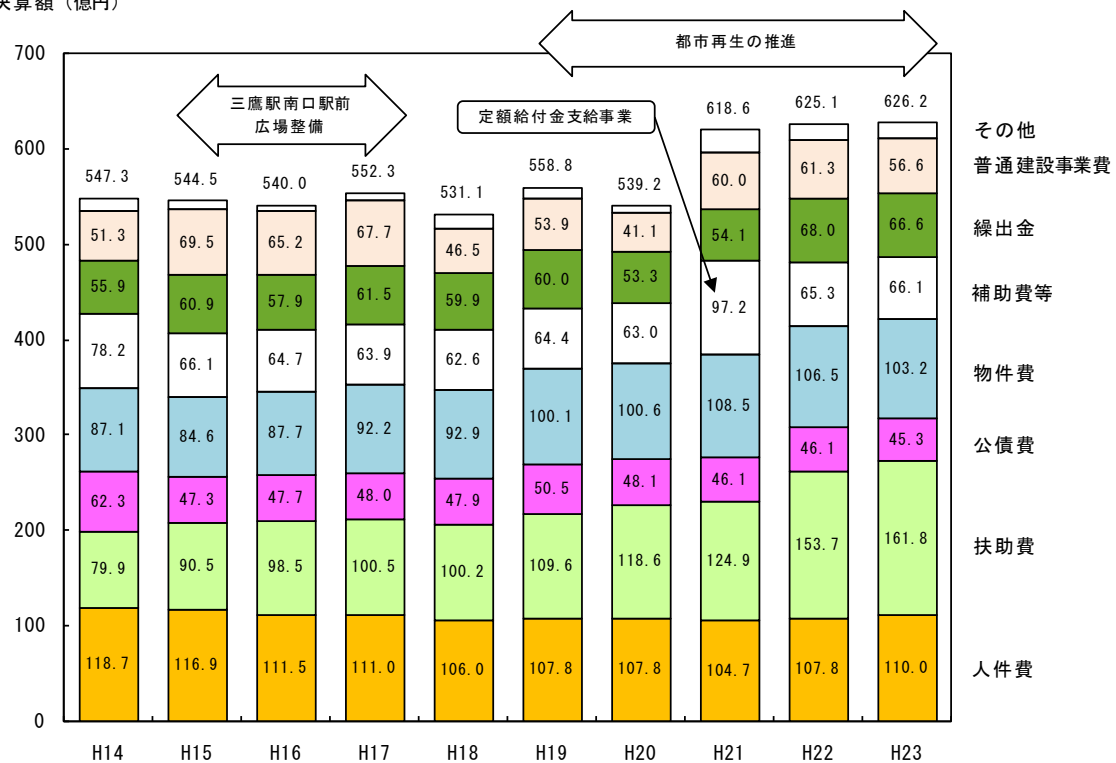
【図 V - 3】歳出決算額の推移（目的別）

決算額（億円）



【図 V - 4】歳出決算額の推移（性質別）

決算額（億円）



2 財政指標の目標達成状況

市町村は、市民に最も身近な自治体として、その日常生活や経済活動に深くかかわったサービスを提供しています。そのため、市町村が実施する事務事業は固定的な要素をもったものが多くなりがちですが、その一方で、社会経済環境の変化に応じた新たなニーズに適切に対応することも求められます。したがって、財政構造の弾力性の維持が、財政運営における重要な要素となります。

こうした弾力性を図る主要な指標が、「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」、「人件費比率」です。そのため、三鷹市では、基本計画においてこれらの指標の具体的な数値目標を設定し、安定した行財政運営の推進を図ることとしています（【図V－5①②】参照）。

ここでは、主要な財政指標の過去10年間の推移をみるとともに、近隣市との比較等を行います。

【図V－5①】第3次基本計画期間における主要な財政目標

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	前 期									
				中 期						
							後 期			
経常収支比率	概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			
公債費比率	概ね15%を超えないこと			概ね13%を超えないこと			概ね12%を超えないこと			
実質公債費比率 (準公債費比率)	概ね19%未満であること			概ね17%を超えないこと			概ね16%を超えないこと			
人件費比率	(120人の職員定数の見直し)			概ね25%を超えないこと			概ね24%を超えないこと			

※ 第3次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。この場合、前期の最終の年度であり中期の最初の年度である16年度と、中期の最終の年度であり後期の最初の年度である19年度については、調整期間としています。

【図V－5②】第4次基本計画期間における主要な財政目標

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	前 期											
					中 期							
									後 期			
経常収支比率	概ね80%台を維持 (特殊要因による場合にあっては90%台前半に抑制)				—				—			
公債費比率	概ね10%を超えないこと				—				—			
実質公債費比率 (準公債費比率)	概ね7%を超えないこと				—				—			
人件費比率	概ね22%を超えないこと				—				—			

※ 第4次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。

(1) 経常収支比率 ≪目標値 概ね 80%台を維持、特殊要因による場合であっても 90%台前半に抑制≫

ア 経常収支比率とは

経常収支比率は、地方税、地方消費税交付金を中心とした経常一般財源のうち、どの程度が、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当されたかをみるものです。

この比率が低いほど、臨時の財政需要に対応できると判断されます。また、通常は、経常経費に充当された一般財源（分子）より、経常的な一般財源（分母）の方が大きいため、100%を下回ります。

近年、都市部の自治体では、一定の都市基盤整備が整い、都市としての成熟期を迎えたことで維持管理経費が中心となっていることから、比率が上昇する傾向にあります（【図V-7】参照）。

【経常収支比率の算出方法】

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{A}{B + C} \times 100$$

- A 経常経費充当一般財源等（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）
B 経常一般財源等（市税等の毎年度経常的に収入される一般財源）
C 臨時財政対策債発行額等

イ 経常収支比率の推移

三鷹市における経常収支比率の推移をみると（【図V-6】参照）、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだことなどから、平成21年度までは80%台を維持してきました。

しかし、平成22年度は、引き続き経常経費の抑制に取り組んでいるものの、市税収入の減や扶助費の増などの影響によって90.4%に上昇し、平成23年度も引き続き90%台となっています。

ウ 平成23年度の経常収支比率

三鷹市の平成23年度の経常収支比率は92.1%で、前年度の90.4%と比較して1.7ポイント上昇しました。

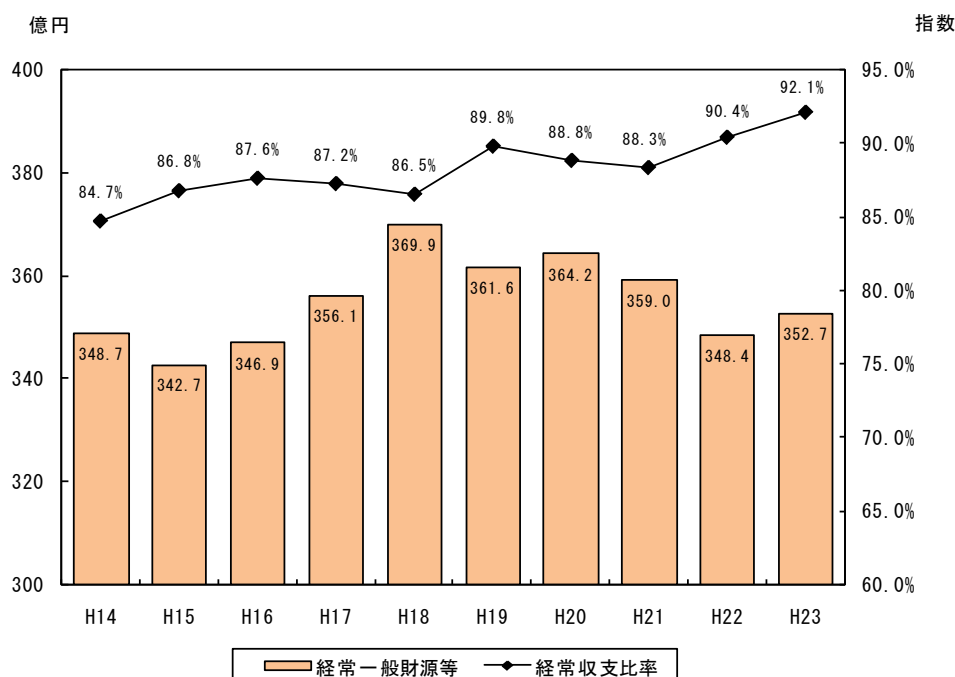
比率算定の分母においては、一部法人の業績回復に伴う法人市民税の増などによって、「経常一般財源等」が前年度比4億3,202万9千円の増となりました。しかし、「臨時財政対策債発行額」が、地方交付税の不交付団体への配分を行わない方式に段階的に移行することとされたことから、前年度比10億2,958万1千円の大幅な減となり、その結果、分母全体で5億9,755万2千円、1.6%の減が生じました。

一方、分子となる「経常経費充当一般財源」は、前年度比8,534万4千円、0.3%の増となりました。これは、事務事業総点検運動の推進や職員人件費の抑制などに努めたものの、待機児童解消に向けて環境整備を進めてきた私立認可保育所の開設

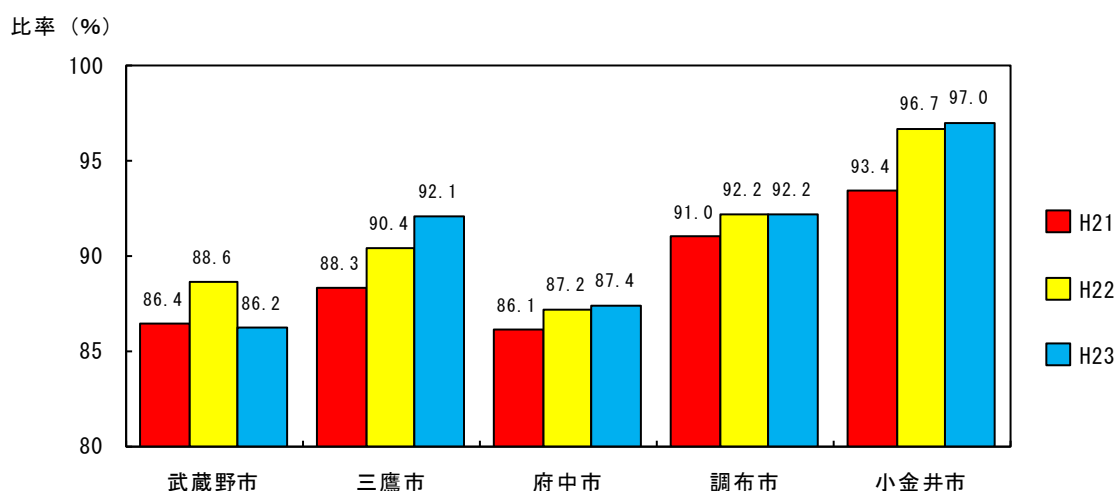
に伴い運営費が増となったことや、障がい者自立支援給付費が増加傾向にあること、さらには、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、年金給付に要する経費が全額公費負担となったことなどによって、経常経費が増加したことによるものです。

このように、分母が減少する一方で分子が増加したことから、経常収支比率は、前年度と比較して上昇する結果となりました。

【図 V－6】三鷹市経常収支比率の推移



【図 V－7】近隣市の経常収支比率の比較



(2) 公債費比率 ≪目標値 概ね 10%を超えないこと≫

ア 公債費比率とは

公債費比率は、地方自治体が負担する地方債の元利償還金（公債費）の標準財政規模³に対する比率で、この比率が大きいほど、標準的に収入しうる一般財源に占める借金返済額の割合が高くなり、他の事業に充てる財源の余力が少なくなると判断されます。

【公債費比率の算出方法】

$$\text{公債費比率（％）} = \frac{A - B - C}{D - C} \times 100$$

A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B 元利償還金に充当した特定財源

C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費

D 標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

イ 公債費比率の推移

三鷹市では、市債の発行額の抑制と高金利債の繰上償還などによって、後年度負担の抑制に努めており、平成 13 年度以後は 10%を下回る状況が続きました。平成 16・17 年度は、武蔵野三鷹地区保健衛生組合の解散（平成 15 年度）に伴い、同組合債を引き継いだことから、一時 10%台となりましたが、その後は減少傾向が続いています（【図 V－8】参照）。

ウ 平成 23 年度の公債費比率

三鷹市の平成 23 年度の公債費比率は 7.5%で、前年度と比較すると 0.4 ポイント減少しています。

比率算定の分母における「標準財政規模」は、臨時財政対策債の発行可能額が減ったものの、標準税収入額が増となったことから、前年度比 4,222 万 1 千円、0.1%の微減にとどまりました。一方、分子では、地方債の元利償還金に充当した一般財源（上記算式中、「地方債の元利償還金（A）」から「元利償還金に充当した特定財源（B）」を控除した額）が、前年度比 5,283 万 4 千円、1.2%の減となりました。これは、平成 2 年度に借入れを行った校外学習施設整備等に係る市債の償還が平成 22 年度で完了したことに加え、低金利債への借換えや高金利債の繰上償還など、後年度負担の軽減を図ってきた効果によるものです。

このように、分子の減が分母の減を上回ったことから、公債費比率は改善することとなりました。

³ 地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の規模を示すもので、概ね、標準税収入（地方税を標準的な税率で徴収したときの収入額）と普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計額です。基本的な財政指標や財政健全化指標の母数となるため、大きな意味を有しています。

(3) 実質公債費比率 ≪目標値 概ね7%を超えないこと≫

ア 実質公債費比率とは

実質公債費比率は、自治体が負担する地方債の元利償還金に準元利償還金（公営企業の公債費に対する繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど）を加えた額の、標準財政規模に対する比率です。

「地方公共団体財政健全化法」により、この比率の3か年の平均が18%を超えると、地方債を発行するためには国の同意ではなく許可が必要になります。また、25%以上になると「財政健全化団体」となり、一部の地方債の発行が制限され、35%以上になると「財政再生団体」となり、多くの地方債の発行が制限されます。

【実質公債費比率の算出方法】

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{((A + B) - (C + D))}{(E - D)} \times 100$$

（3か年平均）

A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C 元利償還金及び準元利償還金に充当される特定財源

D 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

E 標準財政規模

イ 実質公債費比率の推移

実質公債費比率は、平成17年度決算から、従来の準公債費比率に変えて新たに財政指標として加わったものです。また、平成19年度からは「地方公共団体財政健全化法」に基づく財政健全化指標の一つに位置づけられるとともに、算出方法が変更されました（元利償還金に充当される特定財源に都市計画税を加えるなど）。

公債費比率と同様、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めていることなどから、現在の算出方法が導入された平成19年度以降、毎年減少傾向を示しています（【図V-8】参照）。そのため、第4次基本計画では、さらに厳しい数値目標を設定し、財政の弾力性の維持に努めることとしています。

ウ 平成23年度の実質公債費比率

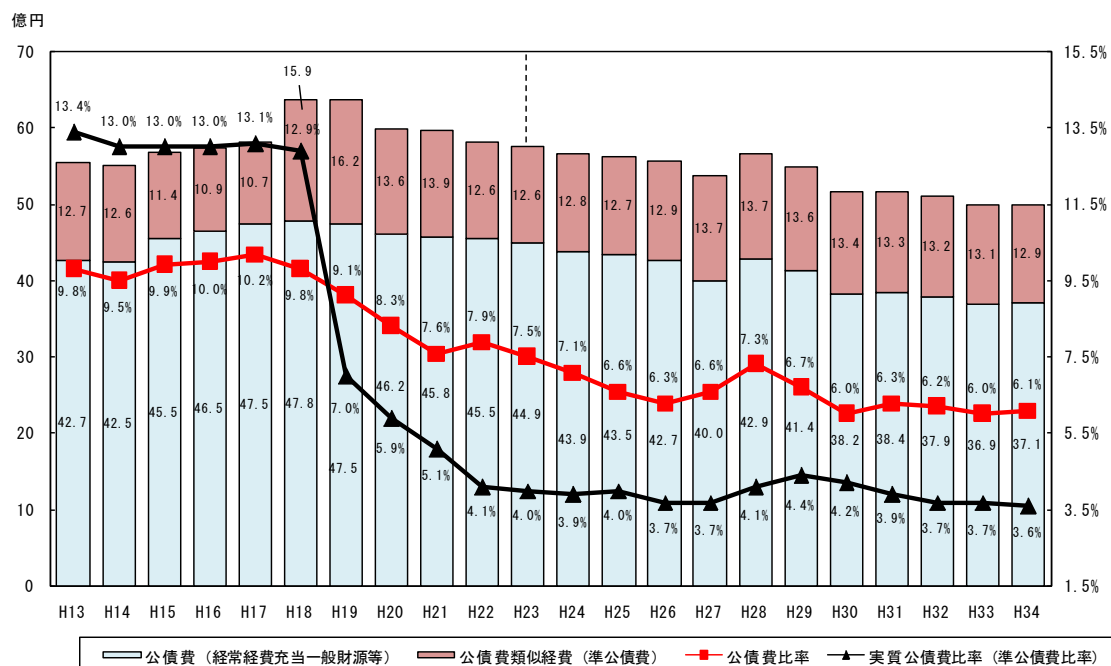
平成23年度の実質公債費比率は4.0%で、前年度と比較すると0.1ポイント減少しています。

比率算定の分母は、「標準財政規模」の3か年平均の減などにより、全体で25億6,270万4千円、2.5%の減となりました。

一方、分子は、市債の元利償還金及び準元利償還金の3か年平均が減少傾向となっていることなどから、全体で2億1,527万5千円、44.9%の減となりました。

このように、分子の減少率が分母の減少率を上回ったことから、実質公債費比率は改善することとなりました。

【図V－8】公債費比率・実質公債費比率の推移と見込み



※ 平成18年度から準公債費比率の算定が廃止され、「地方公共団体財政健全化法」による新しい財政指標として実質公債費比率が用いられています。そのため、本図の平成17年度以前は準公債費比率、平成18年度以降の数値は、実質公債費比率を表示しています。

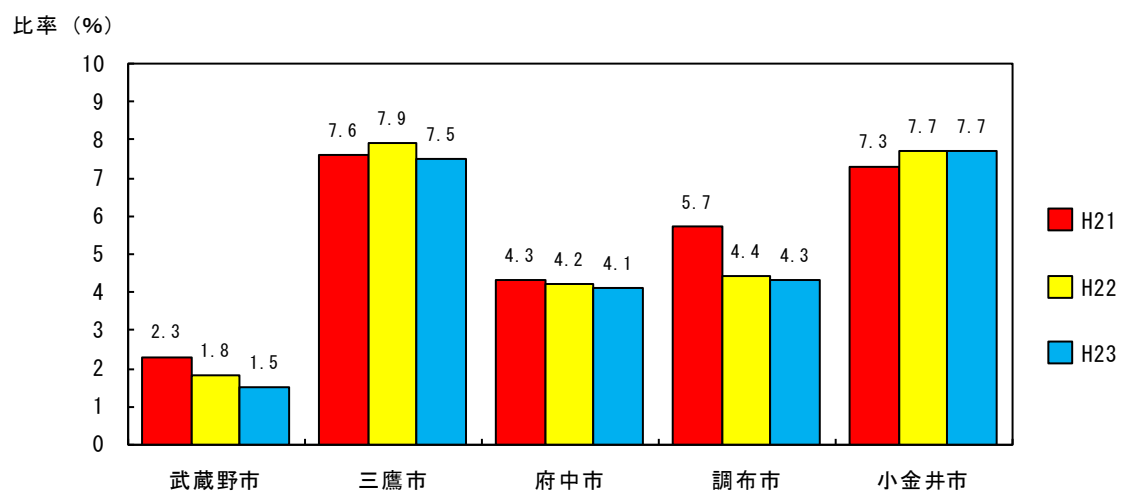
～「都市再生」の取り組みと公債費の推計～

三鷹市では、高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、社会資本の改修や建替えの時期が順次到来しつつあります。今後、公共施設の計画的な保全と施設の老朽度等に応じた緊急的な対応を図りつつ、着実に「都市再生」を推進するには、集中的な資本投下が必要な状況にあります。

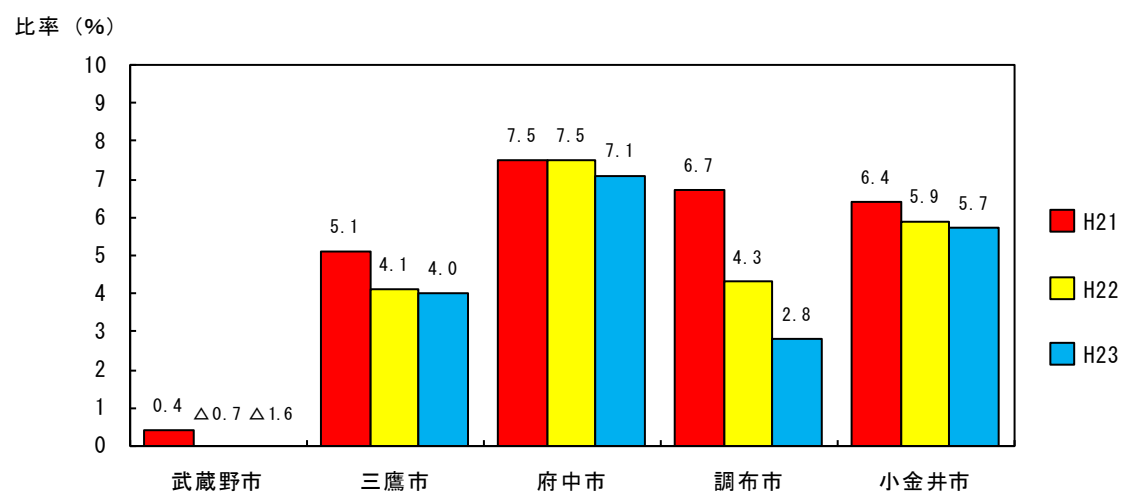
こうしたことから本年度、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備に向けた実施設計に着手したところですが、この事業の推進にあたっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財源確保の創意工夫を図っています。また、暫定利用している井口特設グラウンド用地などの売却を行い、市民負担の抑制を図ったうえで、世代間負担の公平の観点から、一定の地方債を活用することとしています。公債費は、現状水準以下で推移することから、今後も財政の健全性を確保しながら、持続可能な自治体経営を推進していきます。

なお、【図V－8】では、平成23年度までは実績額、平成24年度は決算見込額、平成25年度は当初予算額、平成26年度以降は推計額（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る起債見込額を含む）を記載しています。また、平成26年度以降は、暫定利用している井口地区の総合スポーツセンター（仮称）建設用地などの売却時期を平成29年度と仮定し、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る市債発行見込額約147億円のうち、売却収入見込額約65億円分を繰上償還する想定で試算しています。

【図 V－9】近隣市の公債費比率の比較



【図 V－10】近隣市の実質公債費比率の比較



(4) 人件費比率 ≪目標値 概ね 22%を超えないこと≫

ア 人件費比率とは

歳出決算に占める人件費の構成比率を人件費比率といいます。

人件費は、報酬、給料、職員手当など、勤務の対価として支払われる経費で、義務的経費⁴の代表的なものです。また、この比率が高いと、財政運営の硬直化につながるとされています（ただし、定年退職者数によって年度間で大きく増減する傾向があります。）。

【人件費比率の算出方法】

$$\text{人件費比率（％）} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

イ 人件費比率の推移

三鷹市では、行財政改革に積極的に取り組み、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の配置による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数は、平成 14 年度に 1,045 人であったものが、平成 23 年度には 953 人となり、この 10 年で 92 人の減となっています。また、給料月額の見直しや各種手当の見直し・縮減などを進めていることから、退職金を除いた職員人件費は年々減少してきました（【図 V-11】参照）。

ウ 平成 23 年度の人件費比率

平成 23 年度の人件費比率は 17.6％で、前年度と比較すると 0.4 ポイント上昇しています。

平成 23 年度は、前年度と比較して退職者数が 7 人の増となっています。

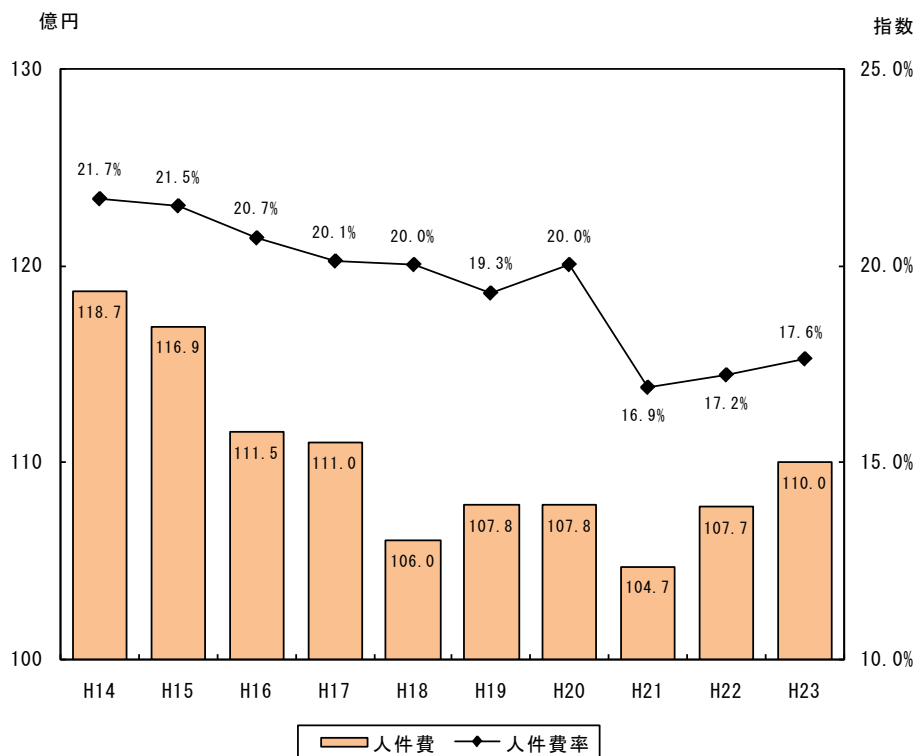
また、公益法人等への派遣職員人件費の支給方法を見直し、従来の補助金等による支給から市の直接支給に切り替えたこと、さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経過措置として、給付に要する経費が全額公費負担となりました。

こうしたことから、人件費総額は前年度を上回りましたが、これらの要因を除くと、前年度を下回るものとなっています。

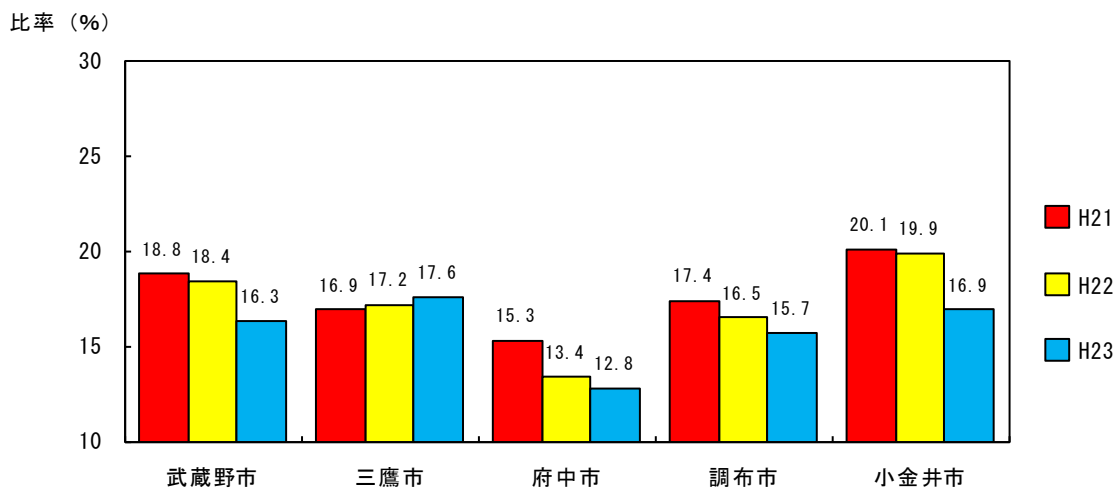
⁴ 義務的経費とは、地方自治体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の 6 費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属しますが、その中でも人件費、扶助費、公債費の 3 つの費目が、厳密な意味での義務的経費とされています。

近時、地方自治体の財政構造においては、生活保護費をはじめとした扶助費の増加などにより、義務的経費が増加しています。

【図 V－11】三鷹市人件費比率の推移



【図 V－12】近隣市人件費比率の比較



3 財政比較分析表

「財政比較分析表」は、各地方自治体の①財政力指数、②経常収支比率、③人口1人当たりの人件費・物件費等の決算額、④将来負担比率、⑤実質公債費比率、⑥人口1,000人当たりの職員数、⑦ラスパイレス指数について、類似団体⁵との比較を分かりやすく図示するとともに、その結果について、要因や指標の改善に向けた取り組みなどを分析したものです。

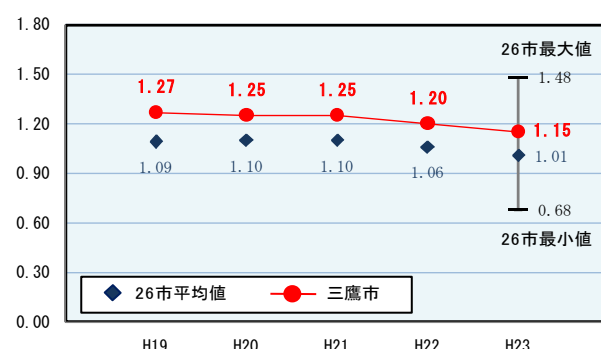
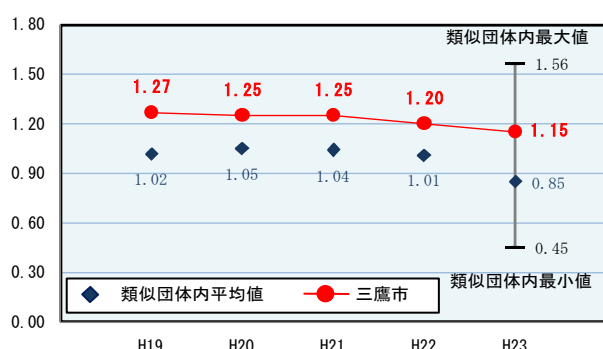
なお、三鷹市では、総務省の定める類似団体との比較に加え、より身近な分析を行うため、都内26市の「財政比較分析表」を独自に作成しています。

(1) 財政力 <財政力指数 1.15>

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した「基準財政需要額」を「基準財政収入額」で除して得た数値の過去3か年の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指標として用いられます。この指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合は、当該自治体は普通交付税の不交付団体となります。

三鷹市では、市税が歳入の5割以上を占めるなど、安定した収入に支えられていることなどから、財政力指数は、昭和52年度以降「1」以上で推移してきました。

しかし、近年は、リーマンショックの影響による市税収入の減少などによって下降傾向となっています。特に、平成23年度は、臨時財政対策債の発行可能額が大幅に減少したことに加え、平成22年度国勢調査の結果、基準財政需要額の算定の基礎となる人口が増加したことなどから、1.15まで減少しています。



全国平均	0.51
東京都平均	0.77

※ 数値が高いほど、財政力が強いと判断

⁵ 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。三鷹市と同類型の「Ⅳ-1」に属する52団体（人口15万人以上、二次、三次産業就業人口が95%未満で、三次産業が55%以上）は、次のとおりです。

鉏路市	帯広市	苫小牧市	弘前市	石巻市	福島市	ひたちなか市	小山市	狭山市
上尾市	新座市	久喜市	市川市	松戸市	野田市	佐倉市	習志野市	市原市
流山市	八千代市	浦安市	八王子市	立川市	三鷹市	府中市	調布市	町田市
小平市	日野市	東村山市	西東京市	藤沢市	秦野市	高岡市	上田市	大垣市
津市	松阪市	鈴鹿市	宇治市	和泉市	伊丹市	出雲市	東広島市	宇部市
山口市	周南市	徳島市	今治市	佐賀市	都城市	那覇市		

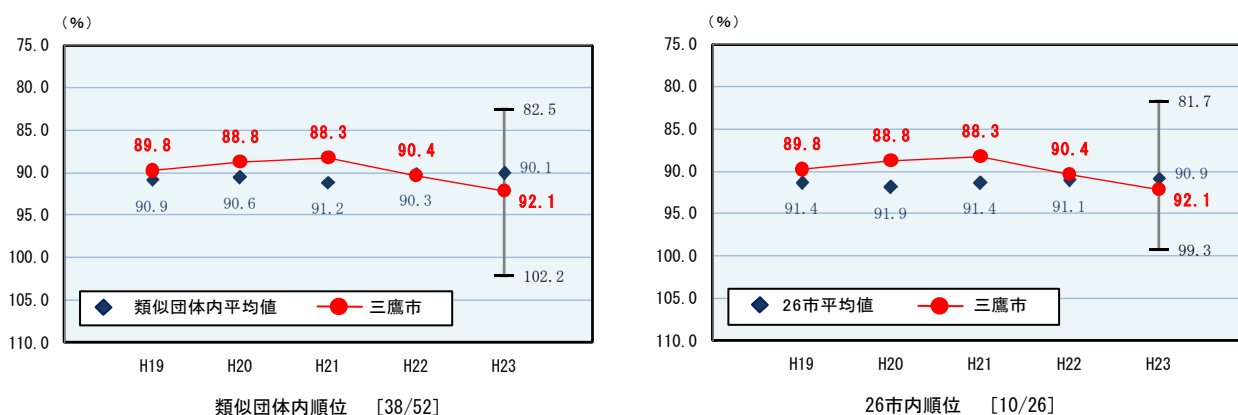
(2) 財政構造の弾力性 《経常収支比率 92.1%》

市税収入が低迷する一方で、生活保護費などの扶助費が増加する中、行財政改革を推進することで、平成 21 年度までは経常収支比率を概ね 80% 台に維持してきました。

しかし、平成 22 年度には、生活保護費国庫負担金の一部が、翌年度の追加交付に回されたことなどから、90%を超えることとなりました。また、平成 23 年度も待機児童解消に向けて整備を進めた私立認可保育所の運営費の増や、障がい者（児）自立支援給付費の伸び等による扶助費の増などにより、同様の傾向となっています。

なお、平成 23 年度の三鷹市の比率は、類似団体や都内 26 市の平均と比較すると若干高くなっていますが、これは、比率算定において分母に算入される「臨時財政対策債発行額」が、地方交付税の不交付団体であることから、前年度と比較して大幅な減となったことが一つの要因であると想定できます。

地方自治体全体の歳出構造が、社会保障関連経費や施設の維持管理経費が中心となるなど、経常経費の占める割合が増える中、経常収支比率の改善は非常に困難であることが想定されますが、引き続き行財政改革の推進によって経常経費の削減に取り組み、財政の弾力性の確保を図っていきます。



全国平均	90.3%
東京都平均	90.8%

※ 数値が低いほど、財政の柔軟性が高いと判断

(3) 人件費・物件費等の状況

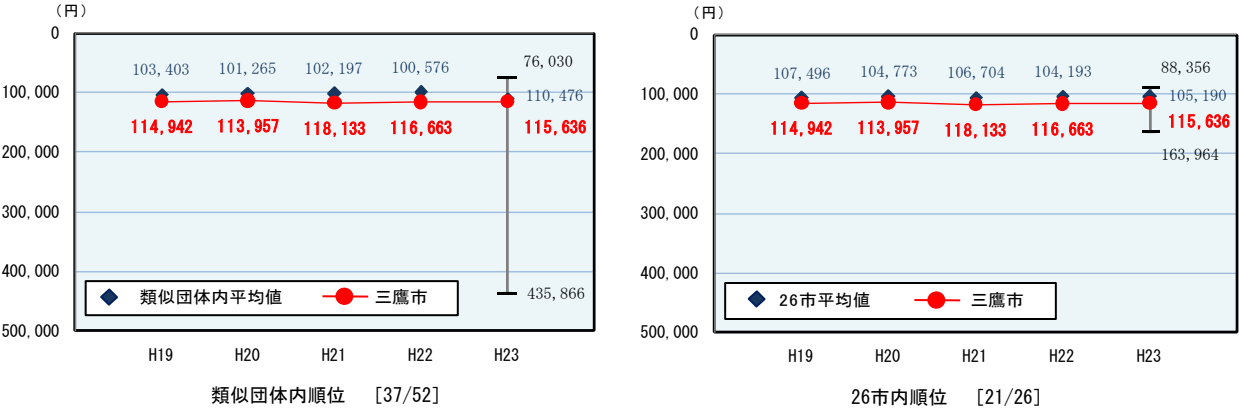
《人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額 115,636 円》

人口 1 人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額は、継続して類似団体及び都内 26 市の平均をやや上回っています。

特に平成 23 年度は、人件費について、公益法人等への派遣職員人件費を、各市の対応が区々の中、三鷹市では財務の適正化を図るため、補助金等による支給から市の直接支給に切り替えています。

物件費等については、毎年度、予算編成においてマイナスシーリングを実施し、総額での抑制を図っています。また、平成 22 年度からは「事務事業総点検運動」に取り組み、全庁一丸となって経費削減に努めるとともに、「公共施設総点検運動」によ

って、施設の維持管理に関する仕様と作業量の検証を行い、維持管理経費の適正化を進めています。

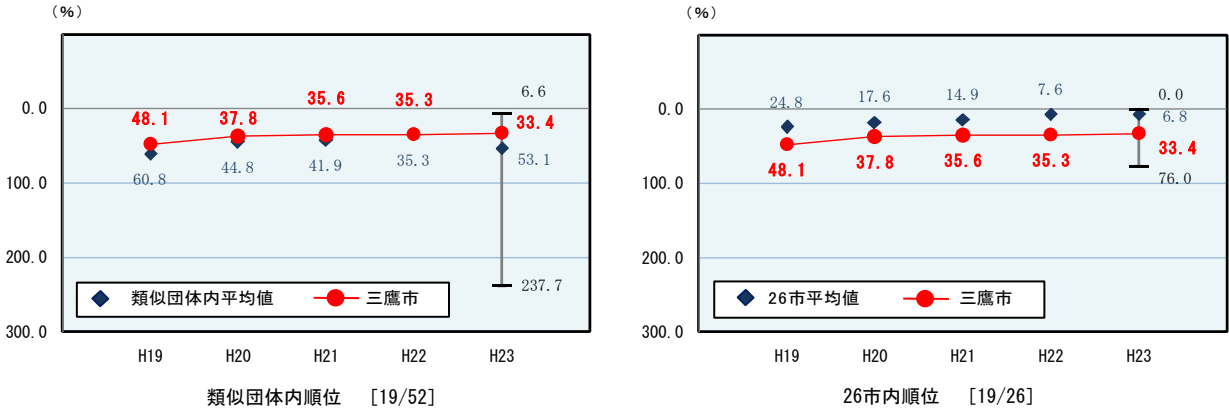


全国平均	119,477円
東京都平均	122,405円

(4) 将来負担の状況 ≪将来負担比率 33.4%≫

三鷹市の将来負担比率⁶は類似団体の平均は下回っているものの、都内26市の平均を上回っています。これは、市債と基金の現在高の影響などによるものです。

なお、平成23年度の三鷹市の比率は、市債発行額の抑制などにより地方債現在高が減となるとともに、職員定数の見直しの効果などにより退職手当負担見込額が減となったことなどから、前年度比1.9ポイントの減となっています。



全国平均	69.2%
東京都平均	0.0%

⁶ 将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の、標準財政規模に対する比率です。「地方公共団体財政健全化法」に基く健全化判断比率の一つで、次により算出します。

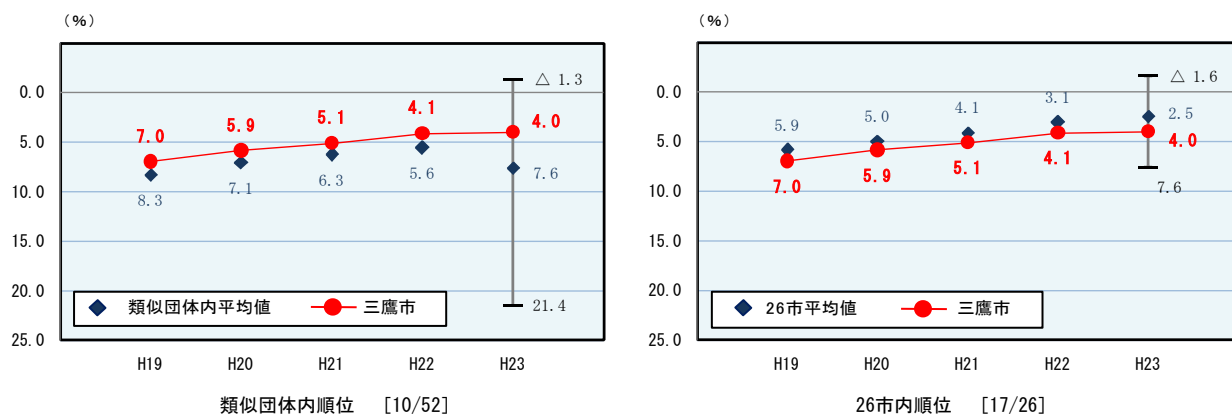
将来負担比率 =
$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A 将来負担額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当見込額など）
B 充当可能基金額
C 特定財源見込額
D 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
E 標準財政規模
F 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(5) 公債費負担の状況 《実質公債費比率 4.0%》

実質公債費比率は、類似団体平均は下回っているものの、都内 26 市の平均を上回っています。これは、市債の元利償還金と準元利償還金の影響などによるものです。

なお、平成 23 年度の三鷹市の比率は、市債発行額の抑制や低金利債への借換え、高金利債の繰上げ償還などによって後年度負担の抑制に努めていることから、前年度比 0.1 ポイントの減となっています。



全国平均	9.9%
東京都平均	0.6%

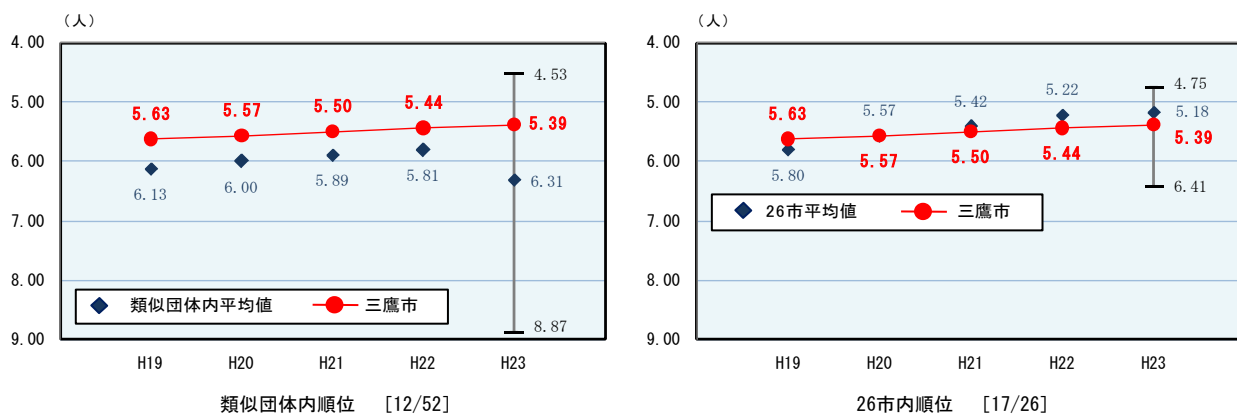
※ 数値が低いほど、公債費による財政負担の度合いが低いと判断

(6) 定員管理の状況 《人口 1,000 人当たりの職員数 5.39 人》

三鷹市では平成 7 年度以降、国や他団体に先んじて定員管理の適正化に取り組んできました。また、現在も、平成 24 年 3 月策定の「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、更なる職員定数の見直しに取り組んでいます。

こうしたことから平成 7 年 4 月現在の職員数が 1,334 人であったところ、平成 24 年 4 月には 998 人（公益法人等派遣職員を除く。）となり、25.2%の削減が達成されました（全会計定数内）。この削減率は、当該期間における全国平均の約 1.6 倍の数値です。

引き続き、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化などに着実に取り組むとともに、職員の適正配置を推進し、組織力の維持向上を図っていきます。



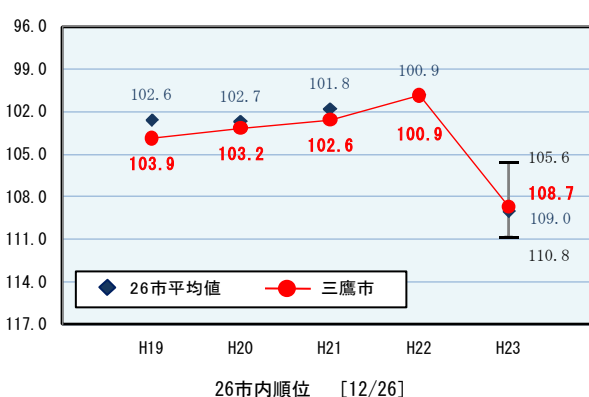
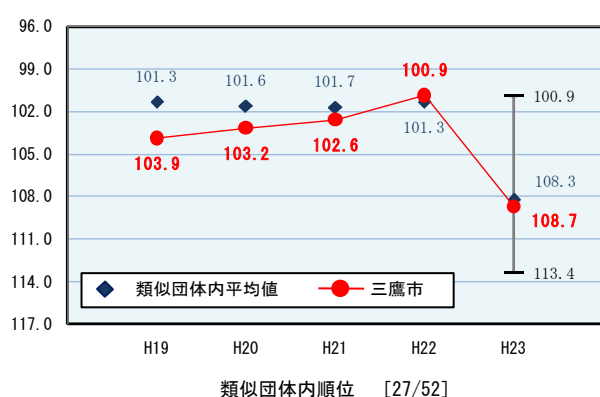
全国平均	7.17人
東京都平均	6.40人

※ 数値が低いほど、定数管理が進んでいると判断

(7) 給与水準（国との比較） 《ラスパイレス指数 108.7（100.4）》

ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数で、国が定めたルールにより、各年 4 月 1 日を基準日として算定します。「財政比較分析表」では、決算年度の翌年度の数値を表記しています。

三鷹市では、職務の困難度や責任の度合いに応じた給与制度を平成 12 年度から導入し、その後も国における給与構造改革への対応も含めて給与の適正化に継続的に取り組んできました。平成 23 年度は「108.7」となっていますが、これは、国家公務員の時限的（平成 24・25 年度の 2 年間）な給与改定特例法による措置がなされている状況での値であり、その時限的特例措置がないとした場合の値は「100.4」となります。



全国市平均	106.9
全国町村平均	103.3

※ 数値が低いほど、給与水準が低いと判断

4 経常経費分析表

「経常経費分析表」は、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率を、①人件費、②扶助費、③公債費、④物件費、⑤補助費等、⑥その他の経費、⑦公債費以外、の7区分に分け、類似団体との比較結果を分かりやすく図示するとともに、その結果について、要因及び指標の改善に向けた取り組み等を公表するものです。

なお、三鷹市では、「財政比較分析表」と同様に、都内26市の「経常経費分析表」を独自に作成しています。

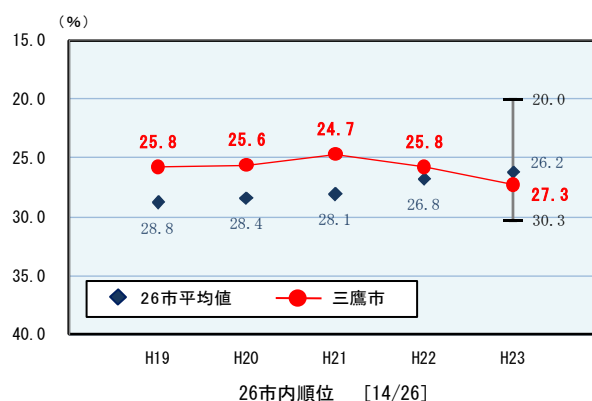
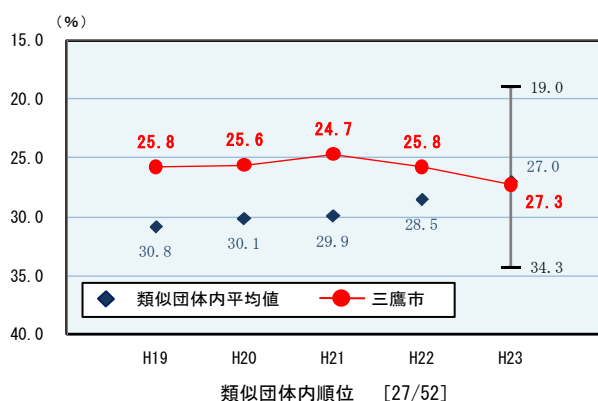
(1) 人件費 ≪経常収支比率 27.3%≫

三鷹市では、以前から職員数を低く抑えけるとともに、行財政改革の取り組みの中で、定数の見直しを継続して行ってきました。また、給料や諸手当全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めています。

こうしたことから、人件費に係る経常収支比率は、類似団体、都内26市の平均と比較して低い水準で推移してきました。

なお、平成23年度に比率が上昇しているのは、公益法人等への派遣職員人件費を補助金等による支給から市の直接支給に切り替えたことなどの影響によるものです。

今後も、職員数と給与の両面の見直しを進め、人件費の適正化を図っていきます。

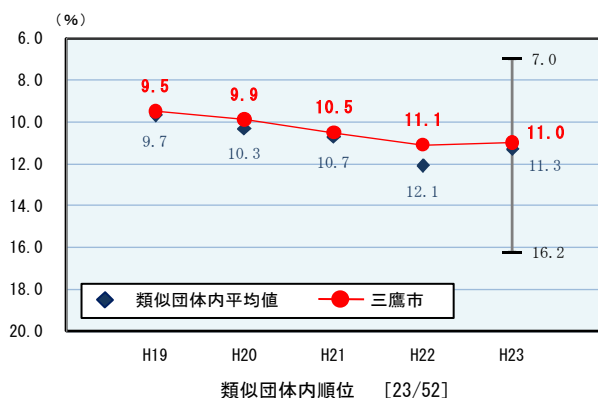


全国市町村平均	25.4%
東京都市町村平均	26.3%

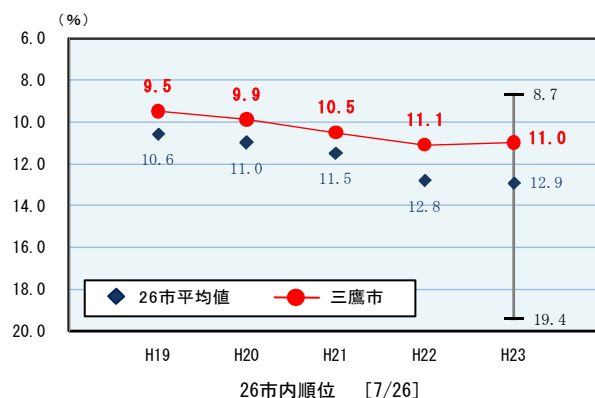
(2) 扶助費 《経常収支比率 11.0%》

昨今の厳しい社会経済状況の中、生活保護費の増加が続くとともに、障がい福祉サービス利用者の伸びを反映して、障害者自立支援法に基づく給付費が大幅に増加しています。

また、待機児童の解消として積極的に進めている私立認可保育所の増設の影響などもあり、扶助費に係る経常収支比率は、年々上昇傾向を示しています。



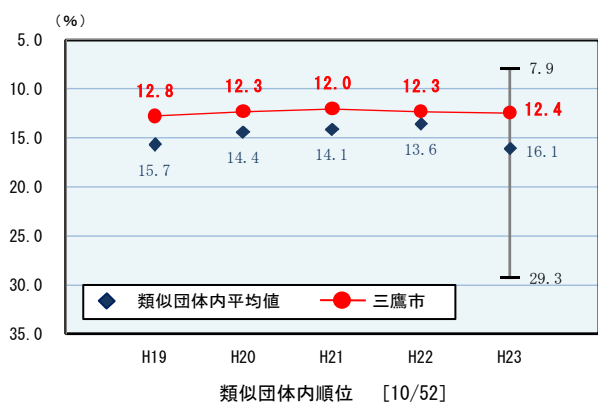
全国市町村平均	10.5%
東京都市町村平均	12.6%



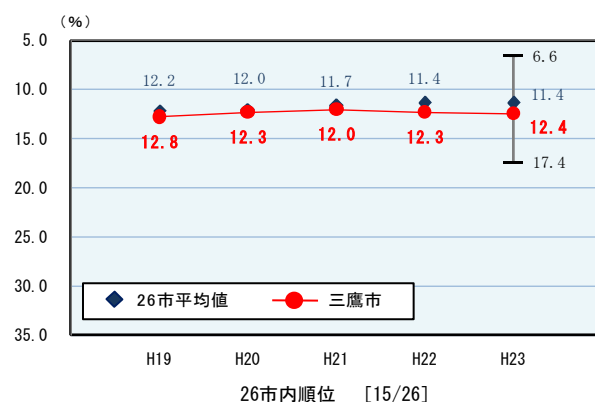
(3) 公債費 《経常収支比率 12.4%》

これまで、低金利債への借換えや高金利債の繰上償還などに取り組んできたことから、公債費に係る経常収支比率は、類似団体内平均値を下回っています。また、都内26市の平均とほぼ同水準で推移しています。

なお、公債費に関しては、市債残高が減少傾向にあることから、今後、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業など「都市再生」への取り組みを進めるに当たり、一定の市債の活用を見込んでいますが、計画的かつ適正な活用によって、後年度負担の軽減に努めていきます。



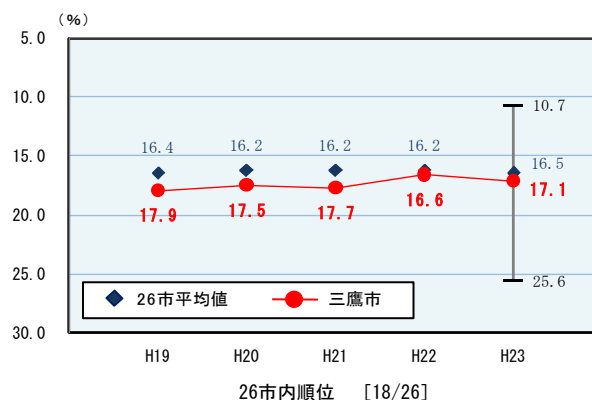
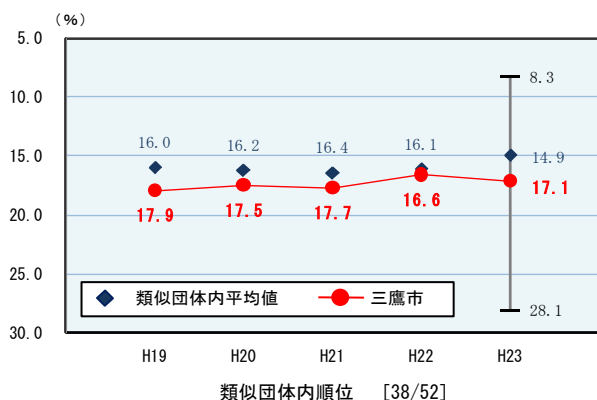
全国市町村平均	19.0%
東京都市町村平均	11.5%



(4) 物件費 《経常収支比率 17.1%》

三鷹市では、公立保育園の民営化や学校給食調理業務の民間委託化をはじめとする事業の民営化・委託化を推進しています。そのため、人件費に係る経常収支比率が低い一方で、物件費に係る比率が高くなっています。

今後も、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」に基づき、民営化・委託化の一層の推進を図っていきます。



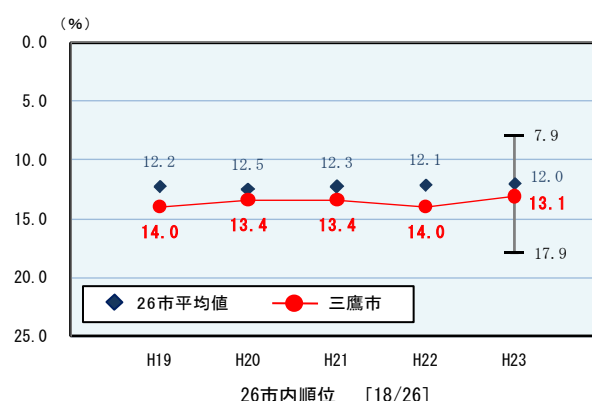
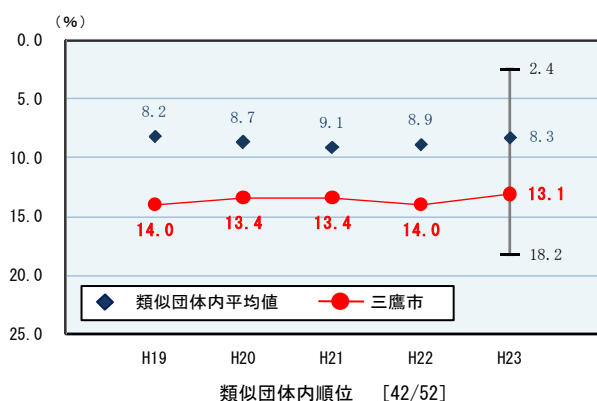
全国市町村平均	13.1%
東京都市町村平均	16.4%

(5) 補助費等 《経常収支比率 13.1%》

類似団体内や都内 26 市と比較して、補助費等に係る経常収支比率が高くなっています。これは、様々な事業実施において、市民・NPO・事業者等との協働を推進しているためです。

なお、平成 23 年度は、外郭団体において、基本財産等を取りくずし、これを事業費に充当したことや、補助費等を計上していた公益法人等への派遣人件費を市の直接支給（人件費）に切り替えたことなどから、前年度と比べて 0.9 ポイント減少しました。

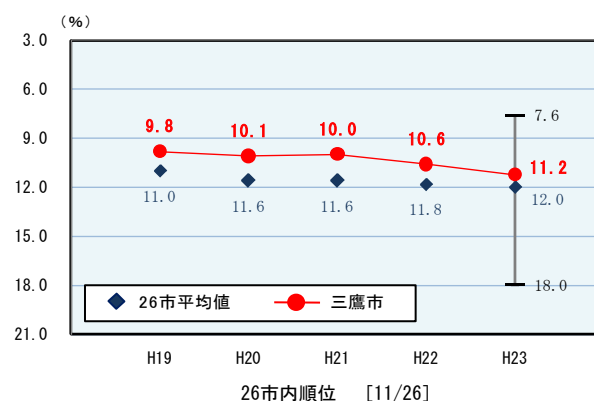
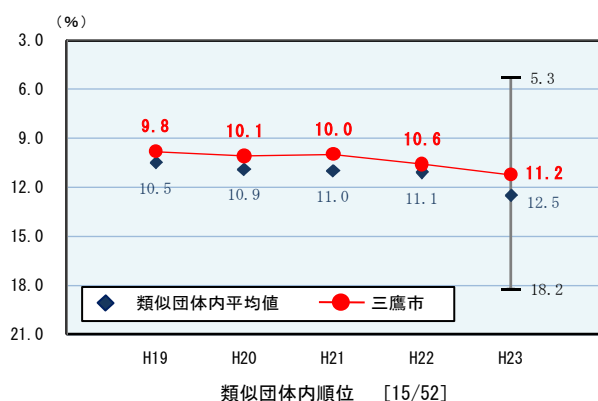
今後も、予算編成などを通じて、事業の内容精査を徹底し、目的に沿った適切な執行がなされるよう、一層の適正化に取り組んでいきます。



全国市町村平均	10.1%
東京都市町村平均	12.0%

(6) その他 《経常収支比率 11.2%》

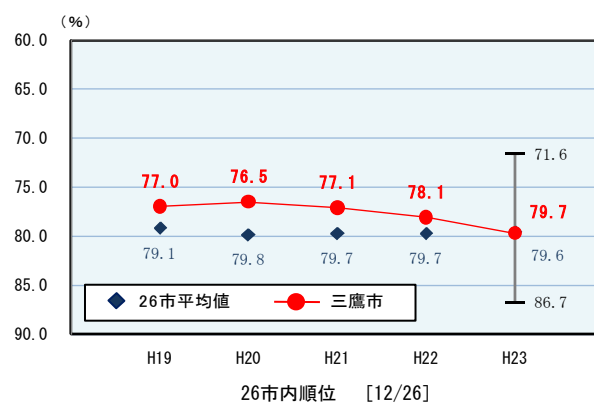
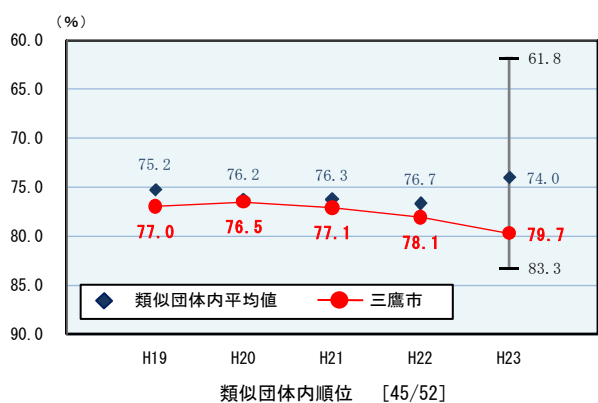
「その他」の経費は、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等を除いた経費です。その大部分は特別会計への繰出金であり、長寿化の進展などによる介護保険給付費や後期高齢者医療制度への負担金の増などにより、比率が増加傾向にあります。



全国市町村平均	12.2%
東京都市町村平均	12.0%

(7) 公債費以外 《経常収支比率 79.7%》

補助費等が前年度を下回ったものの、議員共済費や繰出金の増などにより、前年度と比べて1.6ポイント増加しています。



全国市町村平均	71.3%
東京都市町村平均	79.3%

5 財政状況等一覧表

地方自治体が市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を推進していくためには、総合的な財政情報の一覧性をもった開示が求められています。

そのため、一般会計等に加え企業会計などの特別会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた財政状況をお示しする方策の一つとして、「財政状況等一覧表」を作成・公表しています。

各会計、関係団体の財政状況（平成23年度）

1 一般会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	歳入	歳出	形式収支 (形式収支)	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債 現在高	備考
1 一般会計	64,144	62,709	1,435	1,279	1,570	39,678	
2 受託水道事業特別会計	1,548	1,548	-	-	-	-	
一般会計等 計	65,692	64,257	1,435	1,279	1,570	39,678	

2 公営企業会計等の財政状況

（単位：百万円）

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/ 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債 (地方債) 現在高	左のうち一般 会計等繰入 見込額	資金不足 比率	備考
1 国民健康保険事業特別会計	16,264	16,050	214	214	2,459	-	-	-	
2 下水道事業特別会計	3,066	3,047	19	19	1,097	10,909	6,185	-	法非適用企業
3 介護サービス事業特別会計	1,059	1,055	4	4	235	842	238	-	
4 介護保険事業特別会計	9,950	9,944	5	5	1,687	-	-	-	
5 後期高齢者医療特別会計	3,066	3,061	5	5	1,357	-	-	-	
公営企業会計等 計	33,405	33,157	247	247	6,835	11,751	6,423	-	

3 関係する一部事務組合等の財政状況

（単位：百万円）

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/ 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債 (地方債) 現在高	左のうち一般 会計等繰入 見込額	備考
1 ふじみ衛生組合	6,305	6,158	148	148	-	2,207	1,006	
2 東京たま広域資源循環組合	11,033	10,937	96	96	700	14,957	479	
3 東京市町村総合事務組合（一般会計）	1,174	1,163	11	11	0	-	-	
4 東京市町村総合事務組合 （交通災害共済事業特別会計）	454	332	122	122	50	-	-	
5 東京都後期高齢者広域連合（一般会計）	4,694	4,622	73	73	748	-	-	
6 東京都後期高齢者広域連合 （後期高齢者医療特別会計）	1,036,729	1,030,720	6,008	6,008	15,172	-	-	
一部事務組合等 計	1,060,389	1,053,932	6,458	6,458	16,670	17,164	1,485	

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援

（単位：百万円）

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
1 (財) 三鷹市勤労者福祉 サービスセンター	5	365	300	20	-	-	-	-	
2 公益財団法人 三鷹市芸術文化振興財団	△10	369	300	62	-	-	-	-	
3 (財) 三鷹国際交流協会	△13	530	500	11	-	-	-	-	
4 ○ 株式会社 まちづくり三鷹	43	455	285	2	-	-	226	23	
5 ○ 三鷹市土地開発公社	-	9	5	33	-	11,613	-	-	
地方公社・第三セクター等 計	25	1,728	1,390	128	-	11,613	226	23	

※地方公共団体が①25%以上出資している法人又は②財政支援を行っている法人を記載している。

※地方公共団体財政健全化法に基づき将来負担比率の算定対象となっている法人については、○印を付与している。

6 「地方公共団体財政健全化法」による健全化判断比率

本市の平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率⁷は、【図 V-13】のとおりです。

実質赤字比率⁸、連結実質赤字比率⁹とも、分子に当たる実質赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。

実質公債費比率は 4.0%で、前年度と比べて 0.1 ポイントの減となりました。本年度は、校外学習施設（川上郷自然の村）建設事業債の償還終了や、低利債への借換え、高金利債の繰上償還など後年度負担を軽減する取り組みの効果として、公営企業や一部事務組合を含む元利償還金・準元利償還金が減となっています。

また、将来負担比率は 33.4%で、前年度と比較すると 1.9 ポイントの減となりました。本年度は、市債発行額の抑制などにより地方債現在高が減となるとともに、職員定数の見直しの効果などにより退職手当負担見込額が減となっています。

公営企業（下水道事業特別会計）に係る資金不足比率についても、分子となる資金不足額の発生がありませんでしたので、表示される数値はありません。

以上のように、本市の平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率等は、いずれも法律に規定される早期健全化基準及び財政再生基準を超える状況にはありません。今後も「自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な財政運営を進めていきます。

【図 V-13】健全化判断比率等

区 分	平成23年度	平成22年度	増 △減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	11.60%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.60%	30.00%
実質公債費比率	4.0%	4.1%	△0.1ポ [*] イント	25.0%	35.0%
将来負担比率	33.4%	35.3%	△1.9ポ [*] イント	350.0%	
資金不足比率	—	—	—	※ 20.0%	

※ 経営健全化基準

⁷ 「地方公共団体財政健全化法」が平成 19 年 6 月に成立し、平成 19 年度決算から、財政の健全度を測る指標として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。また、公営企業の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することとなりました。さらに、平成 20 年度決算からは同法が全面的に施行され、健全化判断比率が一定の基準以上となった場合の「財政健全化計画」の策定の義務付けなどの規定も適用されることとなりました。

⁸ 一般会計等における実質的な赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）の標準財政規模に対する比率で、次により算出します。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 / 標準財政規模

⁹ すべての会計の実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、次により算出します。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 / 標準財政規模

7 決算カードによる財政状況検証（『 』内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を1枚のペーパーにまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントをご紹介します。なお、平成23年度以前の三鷹市の決算カードは、市のホームページや相談・情報課（市役所2階）で閲覧できます。

また、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)からは、全国自治体の決算カードが入手可能です。

(1) 他団体との比較 ⇒ 『市町村類型』

行政権能の相違を踏まえながら、人口と産業構造により全国の市町村を分類したものです。分類した結果、同じ類型に属する団体を類似団体といいます。

(2) 収支から見た経営状況 ⇒ 『決算収支の状況』

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源¹⁰を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を住民福祉の向上などに充てることを基本としているため、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模¹¹に占める実質収支の割合を実質収支比率といい、一般的には3～5%程度が望ましいとされています。

(3) 財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『指数等』

ア 財政力と地方交付税の依存度 ―― 『財政力指数』

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額¹²を基準財政需要額¹³で除した数値（単年度の財政力指数）の過去3か年の平均値を財政力指数といいます。単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています（前掲3(1)）。

¹⁰ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などに充てるべき財源のことをいいます。

¹¹ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

¹² 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額といいます。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることによります。

¹³ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要な行政経費を算定するものではありません。

イ 財政構造の弾力性 ―― 『経常収支比率』

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています（前掲2(1)）。『性質別歳出』では、人件費や物件費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担 ―― 『公債費比率、公債費負担比率』

公債費の財政負担を示す指標です（公債費比率については、前掲2(2)）。

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源（「性質別歳出」の充当一般財源等）の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

エ 将来の財政運営

―― 『地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額、積立金現在高』

地方債現在高は、借入金の残高を示しています。また、債務負担行為¹⁴の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し今後の支出を約束した経費を示しています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

一方、積立金現在高は、将来の施策実現等のために積み立てた市の預金残高で、安定的な財政運営ができるよう、一定額の確保が必要となります。

(4) 財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『健全化判断比率』

平成19年6月に「地方公共団体財政健全化法」が成立し、財政の健全度を測る指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました（前掲6）。

(5) 職員の配置状況と給与支給状況等 ⇒ 『一般職員』『特別職等』

一般職員の職員数や1人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

(6) 各公営事業会計の経営状況 ⇒ 『公営事業の状況』

国民健康保険事業や下水道事業などの公営事業会計の収支状況と、収支の補填である普通会計からの繰入金をみることにより、各公営事業の経営状況を把握できます。

(7) 市税の収入状況等 ⇒ 『市町村民税』

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、税収構造の特徴点を把握できます。

¹⁴ 複数年度にわたる大規模な建設事業や、将来買い取することを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容の一つとして定める必要があります。

平成 23 年度 決算カード

平成 23 年度 決 算 状 況				団 体 コー ド	132047	市 町 村 類 型	IV-3
				団 体 名	三鷹市	23年度交付税種地区分	II-10
人 口				指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等	
国 調	22年	186,083人		過疎 山村 離島 不交付 首都 近郊整備 既成市街地	<ごみ・し尿処理> ・東京たま広域資源循環組合 ・ふじみ衛生組合 <その他> ・東京都市町村総合事務組合 ・東京都後期高齢者医療広域連合	基準財政需要額	24,406,299千円
	増減率(22/17)年	5.1%				基準財政収入額	26,042,201千円
住 民 基 本 台 帳	24.3.31	176,760人		広域行政圏 面積 16.50km ²		標準財政規模	35,360,574千円
	対前年増減率	0.2%				財政力指数	単年度 (1.067) 1.146
24.3.31現在 (参考) 65歳以上人口		34,774人				実質収支比率	3.6%
決 算 収 支 の 状 況		平成23年度 千円	平成22年度 千円				
1 歳入総額	A	64,059,447	64,071,102				
2 歳出総額	B	62,624,900	62,513,017				
3 歳入歳出差引額(A-B)	C	1,434,547	1,558,085				
4 翌年度へ繰り越すべき財源	D	155,725	269,623				
5 実質収支(C-D)	E	1,278,822	1,288,462				
6 単年度収支	F	△9,640	△31,855				
7 積立金	G	73,865	1,013,180				
8 繰上償還額	H	5,760	0				
9 積立金取崩し額	I	70,000	830,000				
10 実質単年度収支(F+G+H-I)	J	△15	151,325				
						健 全 化 判 断 比 率 ※	
						実質赤字比率	— (11.60)%
						連結実質赤字比率	— (16.60)%
						実質公債費比率	4.0 (25.0)%
						将来負担比率	33.4 (350.0)%
一 般 職 員 (24.4.1現在)				特 別 職 等 (24.4.1現在)			
区 分	職 員 数	4月分給料支払総額	1人当たり支給月額	区 分	改定実施年月日	一人当たり平均給料(報酬)月額	
	A 人	B 千円	B/A 円				
一 般 職 員	952	316,630	332,600	市町村長	7.12.1	1,050,000	
うち技能労務職	96	32,661	340,200	副 市 長	7.12.1	890,000	
教育公務員	1	422	422,200	教 育 長	7.12.1	830,000	
消 防 職 員	0	0	0	議 長	7.12.1	640,000	
臨 時 職 員	0	0	0	副 議 長	7.12.1	580,000	
合 計	953	317,052	332,700	議 員	7.12.1	550,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用	実質収支額 千円	普通会計からの繰入金 千円	職 員 数 人	議 員 数 (28 人)	
	国民健康保険(事業勘定)	△	213,875	2,458,709	21	加入世帯数	29,816世帯
	後期高齢者医療	△	5,254	245,339	4	被保険者数	45,442人
	下水道事業	無	19,074	1,124,565	19	一世帯当たり保険税調定額	132,454円
	介護保険事業(保険勘定)	△	5,462	1,489,237	19	被保険者1人当たり保険税調定額	86,907円
	介護サービス事業	無	4,140	239,676	0	被保険者1人当たり費用	353,200円
						保険税(料)	3,873,014千円
						保険給付費	10,589,716千円
						後期高齢者支援金等	2,141,526千円
						前期高齢者納付金等	6,343千円
						介護給付費納付金	928,139千円

※() 書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分		決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分		決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支比率 %
地 方 税		34,461,208	53.8	32,030,860	90.8	人 件 費		11,003,502	17.6	9,991,771	9,917,398	27.3
地方譲与税		292,689	0.5	292,689	0.8	うち職員給		6,816,401	10.9	5,898,234	5,873,766	16.2
利子割交付金		232,284	0.4	232,284	0.7	扶 助 費		16,178,725	25.8	3,994,102	3,994,096	11.0
配当割交付金		103,613	0.2	103,613	0.3	公 債 費		4,526,417	7.2	4,501,537	4,495,777	12.4
株式等譲渡所得割交付金		23,125	0.0	23,125	0.1	内元利償還金		4,525,535	7.2	4,500,655	4,494,895	12.4
地方消費税交付金		1,846,619	2.9	1,846,619	5.2	内一時借入金利子		882	0.0	882	882	0.0
ゴルフ場利用税交付金		0	0.0	0	0.0	小 計		31,708,644	50.6	18,487,410	18,407,271	50.7
特別地方消費税交付金		0	0.0	0	0.0	物 件 費		10,319,562	16.5	7,328,511	6,210,585	17.1
自動車取得税交付金		145,917	0.2	145,917	0.4	維持補修費		302,816	0.5	296,665	280,420	0.8
地方特例交付金等		351,714	0.5	351,714	1.0	補助費等		6,606,326	10.6	5,766,869	4,776,884	13.1
地方交付税		513,091	0.8	0	0.0	積 立 金		1,331,024	2.1	1,304,114		
内 訳	普通	0	0.0	0	0.0	投資及び出資金・貸付金		16,500	0.0	0	0	0.0
	特別	513,091	0.8			繰 出 金		6,665,959	10.6	6,294,389	3,794,264	10.4
交通安全対策特別交付金		22,672	0.0	22,672	0.1	前年度繰上充用金		0	0.0	0		
国有提供施設所在地交付金		0	0.0	0	0.0	投資的経費		5,674,069	9.1	1,481,869	歳入一般財源等	
小 計		37,992,932	59.3	35,049,493	99.4	うち人件費		129,645	0.2	129,645	42,394,374 千円	
分担金・負担金		456,526	0.7	0	0.0	普通建設事業費		5,662,809	9.1	1,472,985	経常経費充当一般財源等	
使 用 料		823,930	1.3	216,117	0.6	内 訳	補 助	1,441,190	2.3	40,384	33,469,424 千円	
手 数 料		568,458	0.9	0	0.0		単 独	4,185,532	6.7	1,429,514		
国庫支出金		9,850,184	15.4				その他	36,087	0.1	3,087	減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率	
都 支 出 金		6,664,544	10.4				災害復旧事業費	11,260	0.0	8,884		
財 産 収 入		1,245,127	1.9	2,072	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0		
寄 附 金		36,727	0.1			合 計		62,624,900	100.0	40,959,827	94.9%	
繰 入 金		1,602,072	2.5									
繰 越 金		1,558,085	2.4									
諸 収 入		498,743	0.8	862	0.0							
地 方 債		2,762,119	4.3									
(うち減収補てん債特例分)		(0)	(0.0)									
(うち臨時財政対策債)		(1,070,419)	(1.7)									
合 計		64,059,447	100.0	35,268,544	100.0							
市 町 村 民 税						目 的 別 歳 出						
区 分		決 算 額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超過課税分 収 入 済 額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円		
市 町 村 民 税		15,850,867	46.0	△1.1	16,255,876		議 会 費	571,159	0.9	570,945		
個人分		1,725,417	5.0	28.6	1,167,183	131,889	総 務 費	7,722,962	12.3	6,406,514		
法人分		13,031,845	37.8	0.2	12,918,844		民 生 費	29,981,499	47.9	14,716,880		
固定資産税		67,181	0.2	0.0	67,672		衛 生 費	4,604,558	7.4	3,278,643		
軽自動車税		908,693	2.6	12.5	610,560		労 働 費	348,709	0.6	108,172		
鉱 産 税		0	0.0	0.0			農林水産業費	144,951	0.2	130,280		
特別土地保有税		0	0.0	0.0			商 工 費	367,233	0.6	309,437		
法定外普通税		0	0.0	0.0			土 木 費	4,783,621	7.6	3,374,391		
目 的 税		2,877,205	8.4	0.5	448,097		消 防 費	2,297,233	3.7	2,120,838		
内 訳	入 湯 税	344	0.0	△83.2			教 育 費	7,189,743	11.5	5,357,751		
	事 業 所 税	446,513	1.3	3.1	448,097		災害復旧費	11,260	0.0	8,884		
	都市計画税	2,430,348	7.1	0.1			公 債 費	4,526,417	7.2	4,501,537		
法定外目的税		0	0.0	0.0			諸 支 出 金	75,555	0.1	75,555		
旧法による税		0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
合 計		34,461,208	100.0	1.0	31,468,232	131,889	合 計	62,624,900	100.0	40,959,827		
納税義務者数		平成23年度大規模事業(単位:百万円)										
個 均 等 人 割	人	①小中学校空調設備整備事業	680	⑥公会堂等整備事業	253	徴 収 率	区 分		現年課税分%	滞納繰越分%	合 計 %	
	91,538	②公有地活用型民間認可保育所整備事業	575	⑦大沢コミュニティ・センター大規模改修事業	226		市町村税合計		98.6	24.8	94.7	
		③三鷹中央学園第三小学校建替事業	443	⑧大沢の里整備事業	174		(徴収猶予分を除く)		(98.6)	(24.8)	(94.7)	
法 税	人	④都市計画道路3・4・7号(連雀通り)	292	⑨井の頭二丁目公園整備事業	146		市町村民税	98.1	22.3	92.6		
人 割	4,393	整備事業		⑩鷹南学園第五中学校体育館建替事業	89		うち純固定資産税	99.0	31.7	96.8		
		⑤都市計画道路3・4・13号(牟礼)整備事業	269				国民健康保険税(料)	92.2	25.0	79.3		

8 財務諸表

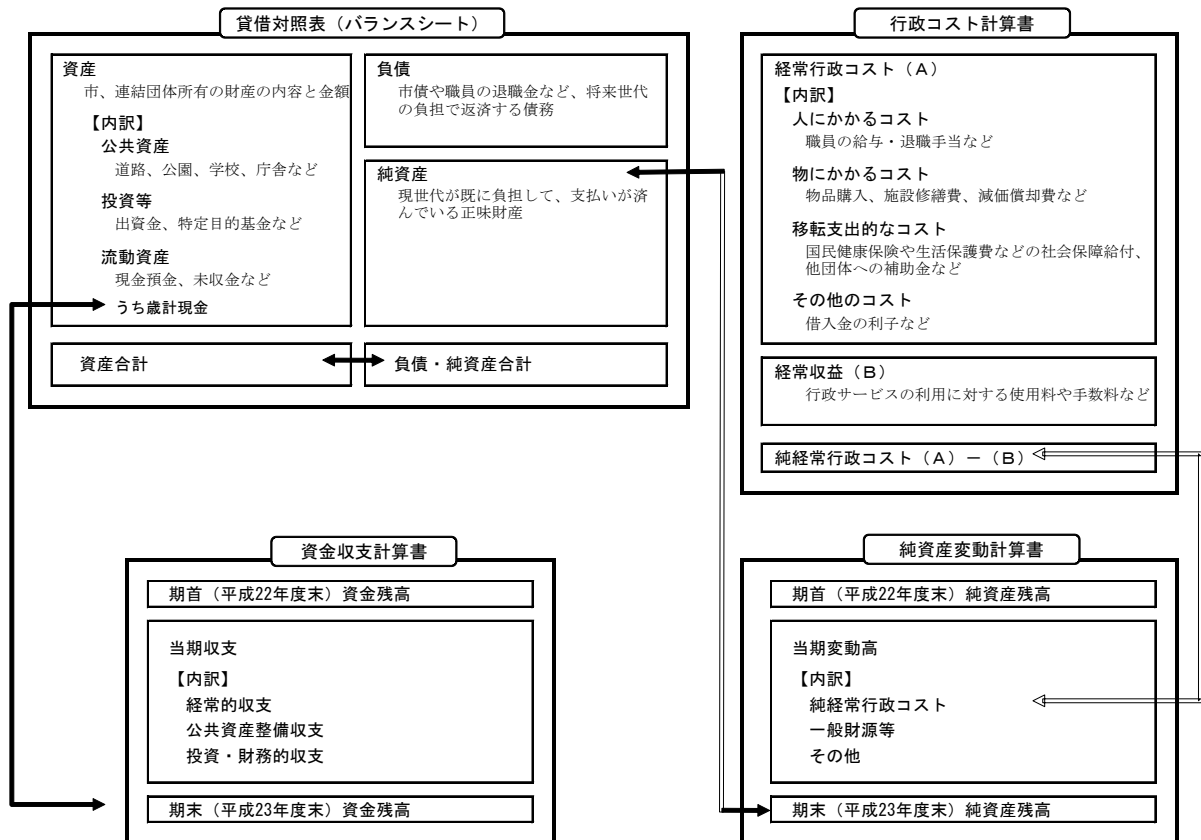
近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

三鷹市においても、平成 12 年に総務省から示された「旧総務省方式」により財務諸表を作成・公表してきましたが、平成 18 年には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、関連団体等も含めた連結財務諸表の整備が求められました。そのため、平成 21 年度決算から新たに「総務省方式改定モデル」による財務諸表 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しています（【図 V-14】）。

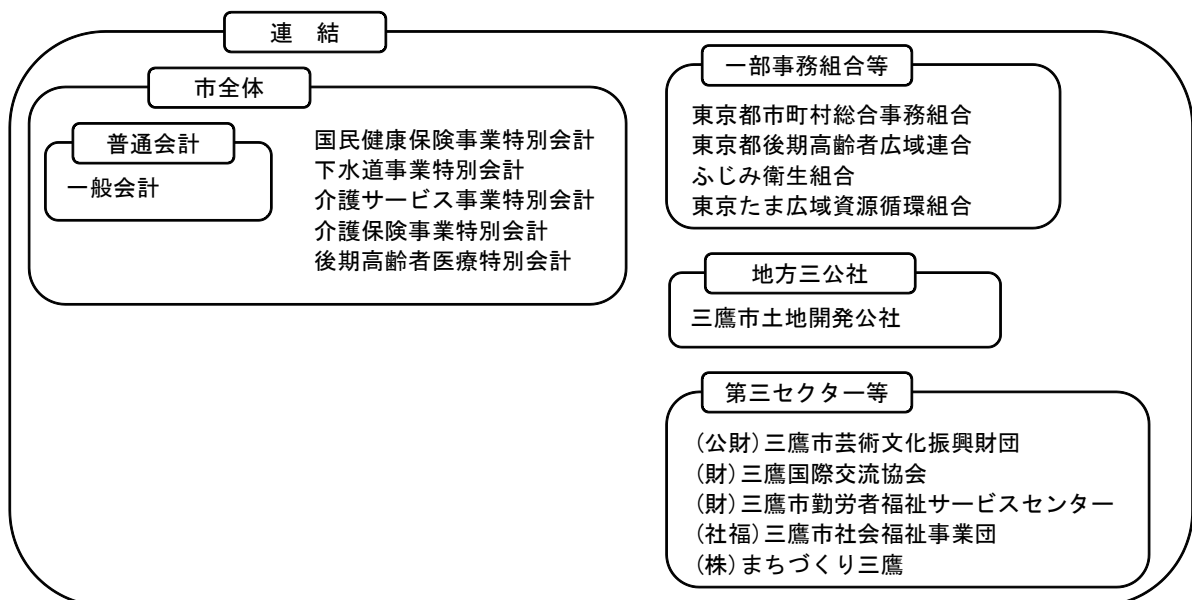
これは、財務諸表 4 表それぞれについて、決算統計における普通会計をベースとした「普通会計財務諸表」、これに 5 つの特別会計を加えた「三鷹市全体の財務諸表」、地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社、市が資本金等の 1/2 以上を出資している法人・株式会社等）や一部事務組合を加えた「連結財務諸表」の 3 パターンを作成するものです（【図 V-15】）。

財務諸表（平成 23 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

【図 V－14】財務諸表 4 表の関係



【図 V－15】財務諸表の連結の範囲



※ 三鷹国際交流協会は平成24年4月1日から公益財団法人に移行しています。

(1) 貸借対照表（バランスシート）

ア 貸借対照表（バランスシート）とは

貸借対照表とは、会計年度末において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。

貸借対照表では、【図V-16】のように、借方（左側）には資産、貸方（右側）には負債と純資産が表示されます。負債と純資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。

そして、借方である資産（財産）合計と、貸方である負債・純資産（財源）合計は、 $\text{資産} = \text{負債} + \text{純資産}$ という関係にあり、必ず一致し釣り合う（バランスすることから、バランスシートとも呼ばれます。

なお、自治体の貸借対照表では民間企業における「資本」という概念がなく、「純資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。

【図V-16】 貸借対照表の構造

借 方 (資金の使途)	借 方	貸 方 (資金の調達先)
	資 産 (土地、建物、基金、現金等)	負 債 (地方債、退職手当引当金等) 純資産 (国庫支出金、都支出金、一般財源等)

イ 貸借対照表の分析

平成23年度の普通会計における貸借対照表では、資産の合計2,410億5,499万9千円のうち、93.5%が有形固定資産となっており、有形固定資産の内訳は、道路や公園などの「生活インフラ・国土保全」が最も多く、有形固定資産全体の50.7%、次いで小中学校や体育館などの「教育」が27.0%、庁舎、コミュニティ・センター、芸術文化センターなどの「総務」が15.4%となっています。また、負債の合計は508億9,342万2千円で、その大半が有形固定資産を取得する際の財源となった地方債で占められています。

市全体の貸借対照表を見てみると、普通会計と比較し、負債の増加率が資産の増加率を上回っています（【図V-18】）。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産の建設など、普通会計以上に地方債を活用した資金調達を行ってきたことによります。

連結貸借対照表では、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の平成 23 年度末の借入金残高が、79 億 9,314 万 3 千円（国の生活再建制度に基づく事業に係る借入金を除く）で、負債総額の約 10.4%を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

【図 V－17】平成 23 年度 貸借対照表

○バランスシート（普通会計・市全体・連結）〔平成23年度〕
（平成24年3月31日現在）

（単位：億円）

借 方	普通会計	市全体	連結	貸 方	普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1 公共資産				1 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,253.6	2,472.5	2,658.8	(1) 地方債	358.3	470.2	603.3
(2) 無形固定資産	0.0	0.0	0.2	(2) 長期未払金	6.0	6.0	6.0
(3) 売却可能資産	20.3	20.3	20.5	(3) 退職手当引当金	91.4	91.4	93.6
公共資産合計	2,273.9	2,492.8	2,679.5	(4) その他	0.2	0.2	1.2
2 投資等				固定負債合計	455.9	567.8	704.1
(1) 投資及び出資金	17.5	17.5	3.8	2 流動負債			
(2) 基金等	52.3	56.4	72.5	(1) 翌年度償還予定地方債	38.4	44.1	45.3
(3) 長期延滞債権	15.4	22.4	22.4	(2) 未払金	1.7	1.7	2.4
(4) 回収不能見込額	△4.1	△6.2	△6.2	(3) 翌年度償還退職手当	7.3	7.3	7.3
(5) その他	0.1	0.1	0.1	(4) 賞与引当金	5.6	5.9	6.0
投資等合計	81.2	90.2	92.6	(5) その他	0.0	0.0	2.1
3 流動資産				流動負債合計	53.0	59.0	63.1
(1) 現金・預金	51.3	53.8	60.9	負債合計	508.9	626.8	767.2
(2) 未収金	4.1	6.6	7.7	〔純資産の部〕			
(3) その他	0.0	0.0	0.2	純資産合計	1,901.6	2,016.6	2,073.7
流動資産合計	55.4	60.4	68.8				
資産合計	2,410.5	2,643.4	2,840.9	負債・純資産合計	2,410.5	2,643.4	2,840.9

【図 V－18】貸借対照表の比較

（単位：億円）

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資産合計	2,410.5	2,643.4	1.10倍	2,840.9	1.18倍
負債合計	508.9	626.8	1.23倍	767.2	1.51倍
純資産	1,901.6	2,016.6	1.06倍	2,073.7	1.09倍

(2) 行政コスト計算書

ア 行政コスト計算書とは

貸借対照表が一定時点で保有する資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（行政コスト）とその財源となった対価（使用料・手数料等）を表示しています。

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」から構成され、これらを差引きしたものが「純経常行政コスト」となります。

経常行政コストは、「人にかかるコスト（人件費等）」、「物にかかるコスト（物件費・維持補修費等）」、「移転支出的なコスト（社会保障費・補助金等）」、「その他のコスト」の4つの性質に分類されます。

また、経常収益は、行政サービスの直接の対価として得られた財源のみを計上し、使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金に分けて表示しています。それぞれの項目については、発生主義の考え方にに基づき、1年間の調定額を計上しています。

イ 行政コスト計算書の分析

普通会計における平成23年度の状況では、「福祉」の割合が最も多くなっています。貸借対照表における有形固定資産の割合は低い「福祉」ですが、生活保護費や子ども手当の支給など、人的・給付サービス（移転支出的なコスト）の比重が大きく、行政コストの面では高い割合を占めています。

同様に、三鷹市全体の行政コスト計算書では、国民健康保険事業や介護保険事業などの保険給付が加算されることにより、移転支出的なコストの増大が見られますが、特別会計は「特定の歳入をもって特定の歳出にあてる」性格を持っているため、使用料や保険料といった経常収益の割合も高くなっています。

【図V-19】平成23年度 行政コスト計算書

(単位：億円)

	普通会計	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	総務	その他	市全体	連結
人にかかるコスト	111.6	11.2	24.4	35.8	5.1	27.3	7.8	116.8	127.6
物にかかるコスト	139.5	16.3	33.1	18.9	30.2	34.3	6.6	179.4	198.0
移転支出的なコスト	299.5	12.5	7.3	235.2	13.3	6.7	24.5	500.7	644.8
その他のコスト	12.5	0	0	0	0	0	12.5	18.7	40.6
経常行政コスト 計	563.0	40.0	64.8	289.9	48.6	68.3	51.4	815.6	1,011.0
使用料・手数料	14.1	0.5	0.5	4.4	4.6	1.6	2.4	14.1	14.1
分担金・負担金・寄附金	4.8	0.2	0	2.0	2.3	0.2	0.1	79.7	182.1
保険料	0	0	0	0	0	0	0	73.8	73.8
事業収益	0	0	0	0	0	0	0	23.2	58.0
その他サービス収入	0	0	0	0	0	0	0	2.1	8.6
経常収益 計	18.9	0.7	0.5	6.4	6.9	1.8	2.6	192.9	336.6
(差引) 純経常行政コスト	544.1	39.3	64.3	283.5	41.7	66.5	48.8	622.7	674.4

(3) 純資産変動計算書

ア 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書【図 V-20】は、貸借対照表（バランスシート）の純資産の部に計上されている数値（資産から負債を差し引いた残高）が、年度内にどのように変動したか、どのような財源や要因で変動したかを示したものです。

イ 純資産変動計算書の分析

普通会計をみると、経常行政コストから直接の対価収入である経常収益を引いた純経常行政コストが 544 億 1,271 万 6 千円であり、それに対して地方税など直接の対価でない一般財源からの財源調達が 386 億 2,350 万 1 千円、国や東京都からの補助金などが 165 億 1,472 万 8 千円ありました。さらに臨時損益や資産評価替えによる変動額の増減などにより、最終的な期末純資産残高は期首に比べ 39 億 3,346 万円の増となりました。

この期末純資産の残高が年度当初から年度末に比べ増加していれば将来的な負担が軽減されたことであり、逆に減少した場合は、将来的な負担が増大したことを示します。

【図 V-20】平成 23 年度 純資産変動計算書

	(単位:億円)		
	普通会計	市全体	連 結
期首純資産残高	1,862.3	1,981.2	2,021.3
純経常行政コスト	△ 544.1	△ 622.0	△ 674.2
一般財源			
地方税	344.7	344.7	344.7
地方交付税	5.1	5.1	5.1
その他行政コスト充当財源	36.4	24.6	29.0
補助金等受入	165.1	251.0	311.7
臨時損益			
災害復旧事業費	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
公共資産除売却損益	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.7
投資損失	0	0	0
収益事業純損失	0	0	0
損失補償履行確定額	0	0	0
損失補償等引当金繰入等	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
第三セクター等に対する出資金の増資	0	0	0
勸奨退職による割増退職金	0	0	0
資産評価替えによる変動額	34.2	34.2	34.2
無償受贈資産受入	0	0	0
その他	0	0	△ 1.2
期末純資産残高	1,901.6	2,016.7	2,068.5

(4) 資金収支計算書

ア 資金収支計算書（キャッシュ・フロー）とは

資金収支計算書（キャッシュ・フロー）【図 V-21】とは、一会計年度中における資金の流れ（増加又は減少）を表示した計算書です。

自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこの資金収支計算書を作成することにより、一定の活動区分における資金調達の源泉とその使途が明確になります。

資金収支計算書では、資金の流れについて、経常的に行われる地方公共団体の行政活動にかかわる資金の流れを示す「経常的収支」、いわゆる公共事業に伴う収支（資金の使途とその財源の状況）を示す「公共資産整備収支」、出資・貸付・基金の積み立て、借入の返済などによる支出とその財源を示す「投資・財務的収支」の大きく三つの区分で示しています。

区分相互の関係は、「経常的収支」の部で生じた余剰で「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の収支不足を補てんする関係になっていて、例えば「経常的収支」の部の余剰よりも「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の赤字額が大きい場合、期首にあった歳計現金が減少していることを示しています。

イ 資金収支計算書の分析

普通会計における平成 23 年度資金収支計算書では、経常的収支の部で 61 億 4,619 万 9 千円の黒字となっていますが、公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の合計で 62 億 6,973 万 7 千円の赤字となっていることから、平成 23 年度の歳計現金は 1 億 2,353 万 8 千円の減となり、期末の歳計現金残高は 14 億 3,454 万 7 千円になりました。

【図 V-21】平成 23 年度 資金収支計算書

（単位：億円）

	普通会計	市全体	連 結
経常的収支	61.5	71.5	119.1
支出	511.3	762.1	982.3
収入	572.8	833.6	1,101.4
公共資産整備収支	△16.1	△16.1	△52.1
支出	55.4	58.9	105.6
収入	39.3	42.8	53.5
投資・財務的収支	△46.6	△51.6	△64.7
支出	59.5	65.7	81.5
収入	13.0	14.1	16.8
当年度歳計現金増減額	△1.2	3.8	2.3
期首歳計現金残高	15.6	18.6	27.8
負担割合変更に伴う差額	0	0	△0.1
期末歳計現金残高	14.3	22.4	30.1